



# 小諸市こども計画

<令和7(2025)年度から令和11(2029)年度>

小諸市  
令和7年3月



## はじめに

近年、我が国においては、人口減少、少子高齢化に伴う家族形態の変化や就労の多様化、社会・経済への影響など、こども若者を取り巻く環境が大きく変化しております。その中で、子育てに不安感や孤立感、経済的負担等を感じる人も増加し、また保育ニーズやライフスタイルの多様化も進んでいます。



このような社会背景のもと、令和5年4月にこども基本法が施行され、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足し、同年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が示されたところです。「こども大綱」では、すべてのこども若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長すること、また、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活をおくることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本市では、平成27年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「第1期小諸市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期小諸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子育てを支援し、元気でやさしく、また心豊かでたくましい子どもが育つまちづくりを大切にされた考え方のもとに、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。このたび、こども大綱等の国の政策に対応し、新たに「少子化対策推進計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」を一体的に取りまとめた計画として、「小諸市こども計画」を策定しました。

この計画では、基本理念に「子ども・若者のだれもが健やかに成長できるよう、必要な支援を受けられる環境づくりを通じて、若い世代がいきいきと暮らせる地域をつくる」を掲げ、その実現に向けて、子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進し、きめ細かく、切れ目のない支援に取り組めます。

結びに、本計画の策定にあたり、活発な審議をいただきました「小諸市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係機関の皆様にご心より御礼申し上げます。今後とも、こども・若者施策の推進に市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

小諸市長 小泉俊博

# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の背景と趣旨.....	1
(1) こどもに関する施策推進の経緯.....	1
(2) 「こども計画」としての総合的な推進.....	2
2. 計画の法的根拠と対象・要素.....	3
(1) 根拠法.....	3
(2) 計画の要素.....	5
(3) 計画の位置づけ・期間.....	5
(4) 計画の対象.....	5
第2章 本市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状.....	6
1. 人口・世帯の状況.....	6
(1) 人口の推移.....	6
(2) 結婚・出産の意向.....	7
2. 子育ての状況.....	9
(1) 子育ての分担状況.....	9
(2) 就業と子育ての状況.....	9
(3) 子育てにおける悩みの相談先.....	10
3. 保育・教育の状況.....	12
(1) 保育・幼児教育のニーズ.....	12
(2) 学校での状況.....	12
4. 経済的な困難を抱えた家庭の状況.....	14
(1) ひとり親世帯・支援を要する世帯の状況.....	14
(2) 相対的貧困家庭の状況.....	15
(3) 支援を要する家庭の保護者・子どもの状況.....	15
5. 子ども・若者の状況.....	17
(1) 自己肯定感・将来についての考え.....	17
(2) 若者の幸福感や居場所.....	18
6. 子ども・若者に関する本市の課題.....	19
(1) 子ども・若者が社会で生きていく意思や力を育める環境づくり.....	19
(2) 経済的困窮をはじめとした困難を抱える子育て家庭への支援.....	20
(3) 子育て支援サービスの適切な提供等による子育て家庭の負担軽減.....	20
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1. 基本理念.....	21
2. 基本目標.....	22
3. 施策の体系.....	23
第4章 施策の展開.....	25
基本目標1 子ども・若者の成長過程における健やかな成長を支える.....	25

1-1	子どもまんなか社会づくり.....	26
1-2	学童期の育ちの支援.....	27
1-3	青年期の自立と自己実現の支援.....	29
1-4	地域で子ども・若者の成長を支える仕組みづくり.....	30
基本目標2	困難を抱える子ども・若者、子育て家庭への支援を拡充する.....	32
2-1	困難を抱える子ども・子育て家庭への支援.....	33
2-2	困難を抱える子ども・若者への個別支援.....	35
基本目標3	子育てにかかる家庭負担を軽減する.....	37
3-1	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援.....	38
3-2	子育てのしやすい社会づくり.....	40
第5章	子ども・子育て支援事業の確保方策.....	41
1.	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	41
(1)	教育・保育提供区域の設定.....	41
(2)	教育・保育を提供する施設.....	41
(3)	保育の必要性の認定.....	42
(4)	各歳別の推計人口.....	43
(5)	量の見込みと確保方策.....	44
2.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	46
(1)	実施事業一覧.....	46
(2)	量の見込みと確保方策.....	47
第6章	計画の推進と進捗管理.....	57
(1)	推進にあたっての考え方.....	57
(2)	進捗管理.....	57
用語解説	.....	58
資料編	.....	62
1.	当事者意見の聴取.....	62
(1)	保護者アンケート.....	62
(2)	子ども・若者アンケート調査.....	62
(3)	児童扶養手当受給者アンケート調査.....	63
(4)	Web フォームによる子ども・若者意見聴取.....	63
(5)	ワークショップによる小中学生の意見聴取（子ども・若者意見ひろば）.....	63
2.	小諸市子ども・子育て会議条例.....	64
3.	小諸市子ども・子育て会議委員名簿.....	66
4.	小諸市子ども・子育て会議開催経過.....	68

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の背景と趣旨

---

### (1) こどもに関する施策推進の経緯

近年のわが国のこども施策は、平成元(1989)年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57ショック」が契機となり、平成6(1994)年策定された「エンゼルプラン」によって少子化対策を中心とした施策が進められてきました。

平成15(2003)年には、こどもが健やかに育つための環境をつくるために「次世代育成支援対策推進法」が定められ、子育て環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備等が進められてきました<sup>1</sup>。また平成22(2010)年に閣議決定された新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン』では、「子どもの最善の利益の実現（チルドレンファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指す方針を打ち出しました。この方針のもと、幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法<sup>2</sup>」が平成24(2012)年に制定され、関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27(2015)年度に施行されました。このことで地方公共団体には「子ども・子育て支援事業計画」策定が義務付けられ、子育て支援給付、子育て支援事業の整備などが進められてきました。

しかしながら、こうした経緯の中でも子どもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、核家族化や共働きが増える中で、子育て世帯の負担は増加し、子どもの貧困、児童虐待、不登校やひきこもりなどの問題も深刻化してきました。

こうした問題を踏まえて平成22(2010)年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、こどもの成長を支援する「子ども・若者ビジョン（子供・若者育成支援推進大綱）」が策定されました。さらに平成26(2014)年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和6（2024）年「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）が施行され、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元(2019)年に策定されました。そして平成27（2015）年には「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されました。

子育て支援と並行して、貧困や不登校など、家庭やこどもの抱える問題に対応する施策が進められてきました。

---

1 当初、10年間の時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」は、子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、令和17年3月まで延長されます。

2 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

## (2) 「こども計画」としての総合的な推進

以上の背景のもと、こどもを対象とした施策を総合的に定め、効果的に推し進めるために、令和5(2023)年に「こどもまんなか社会」を実現するための施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行され、このための総合的な施策を示す「こども大綱<sup>3</sup>」が策定されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会を目指すという政府の方針が明確に示されました。

こども基本法では、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化され、全国の自治体において、現在、策定が進んでいます。なお、「こども計画」の構成要素としては、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」に加えて、「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」などのこども支援に関する計画を一体として策定できるとされています。

小諸市（以下、「本市」という。）では平成27(2015)年に「小諸市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2(2020)年に同計画第2期を策定し、子ども・子育てを支援する施策を推進してきました。このたび第2期計画期間が満了するにあたり、上記の背景を踏まえて、こどもの健やかな成長を総合的に支える地域づくりを推し進めるため、従来の「子ども・子育て支援事業計画」の範囲を拡大した「小諸市こども計画」を策定します。

### 【コラム】こども基本法の基本理念

子どもの権利については平成元(1989)年国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、平成6(1994)年には我が国も批准しました。令和4(2022)年に子どもの権利保障を定めた「こども基本法」が成立しました。基本理念は次の6点です。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の数度により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の数度に  
応じて、意見が尊重され、こどもの今と  
これからにとって最もよいことが優先して  
考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、その  
サポートが十分に行われ、家庭で育つこ  
とが難しいこどもも、家庭と同様の  
環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会をつくること。



資料：こども家庭庁ホームページより

<sup>3</sup> こども大綱は「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだもの。

## 2. 計画の法的根拠と対象・要素

### (1) 根拠法

こども基本法第10条第2項では、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定することを規定しています。

また、市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、その他のこども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができる」とされています。

#### 〈こども基本法の概要〉

目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための理念と取組みの方向性を示す
主な対象	心身の発達の過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な39歳以下の「若者」を含む）
記載事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し実施する責務を有する</li><li>2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める</li><li>3. 以下の計画と一体的に策定することができる<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」</li><li>・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」</li><li>・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等</li></ul></li><li>4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる</li></ol>

〈各計画の根拠法と主な内容〉

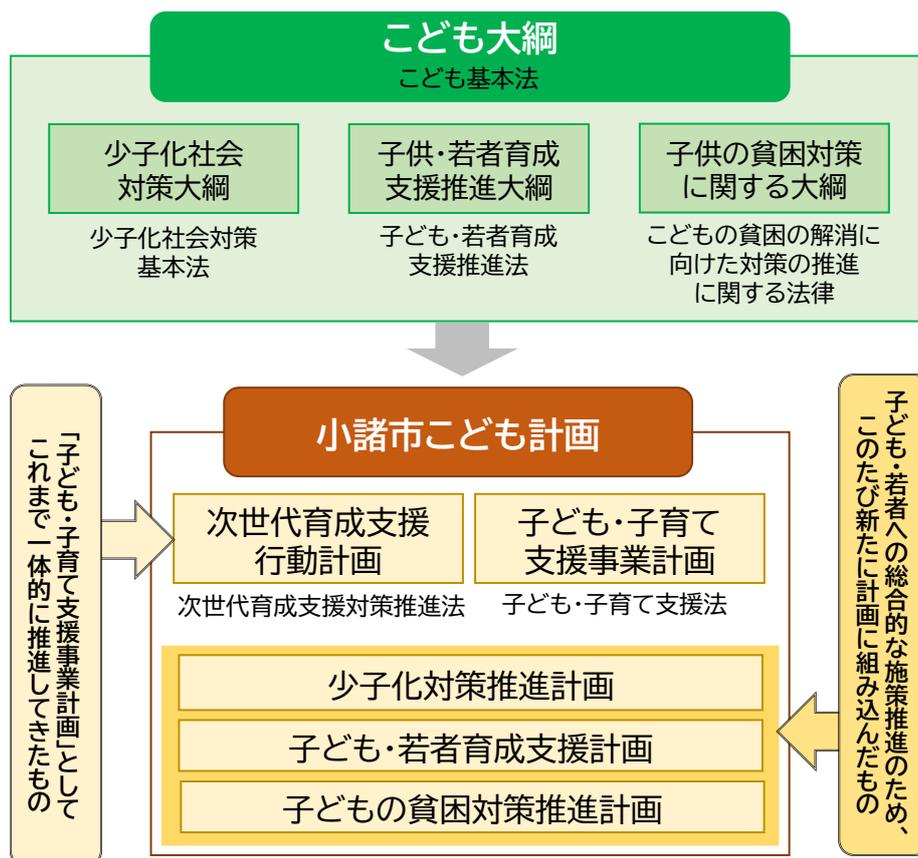
	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法第 61 条	次世代育成支援対策推進法第 8 条
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取組みを推進する
内容	<p>≪基本的記載事項≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育提供区域の設定</li> <li>●幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期</li> <li>●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期</li> <li>●幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容</li> </ul> <p>≪任意記載事項≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保</li> <li>●保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導および知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携</li> <li>●労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域における子育ての支援</li> <li>2) 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進</li> <li>3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li> <li>4) 子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等</li> <li>6) 子どもの安全の確保</li> <li>7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進</li> </ol>

	子どもの貧困対策推進計画	子ども・若者育成支援計画
根拠法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項	子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項
目的	<p>全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を構築する</p> <p>&gt;子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる</p>	<p>全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築する</p> <p>&gt;子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めることができる体制を整備する</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育の無償化</li> <li>・地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供</li> <li>・特に配慮を要する子どもへの支援</li> <li>・地域における学習支援 等</li> </ul> </li> <li>●生活の安定に資するための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援</li> <li>・保護者の生活支援</li> <li>・子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援</li> <li>・児童養護施設退所者等への支援 等</li> </ul> </li> <li>●保護者に対する職業生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業生活の安定と向上のための支援</li> <li>・ひとり親に対する就労支援 等</li> </ul> </li> <li>●経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種手当の支給、教育費負担の軽減 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT 体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育等）</li> <li>●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援等）</li> <li>●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進等）</li> <li>●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革等）</li> <li>●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上 等）</li> </ul>

## (2) 計画の要素

本市では「第2期子ども・子育て支援事業計画」として「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の内容を含めた計画を策定・推進してきました。このたび、こども大綱等の国の政策に対応し、新たに「少子化対策推進計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」を統合して「小諸市こども計画」とします。このことによって、子ども・若者への総合的な施策を推進していきます。

### 〈計画の要素〉



## (3) 計画の位置づけ・期間

本計画は、本市の総合的な政策を定めた「小諸市総合計画」を上位計画とし、関連する分野の個別計画とも整合を保ちながら推進するものです。

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

## (4) 計画の対象

本計画の対象は、「こども基本法」の趣旨に基づき、心と身体の発達過程にある0歳から39歳までの子ども・若者と定めます。これは、生まれてから進学・卒業や就職などのライフステージを通して、必要な支援が途切れることのないようにという意図のもと定めるものです。

本計画では、この対象を「こども」と呼びます。また「こども」のうち、特に0～18歳までについて述べるときは「子ども」、19歳～39歳について述べるときは「若者」と示します。

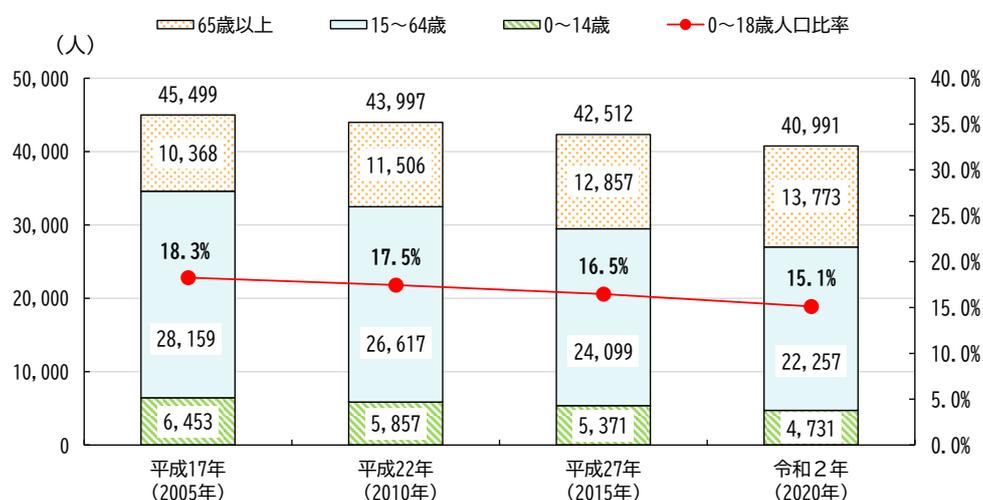
## 第2章 本市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移

近年、総人口は減少しており、令和2(2020)年では40,991人となっています。内訳をみると、0～14歳、15～64歳の人口が減少傾向にある一方、65歳以上の人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいます。また0歳から18歳の人口の割合も低下しています。

図表 1 総人口と0～18歳人口の割合の推移

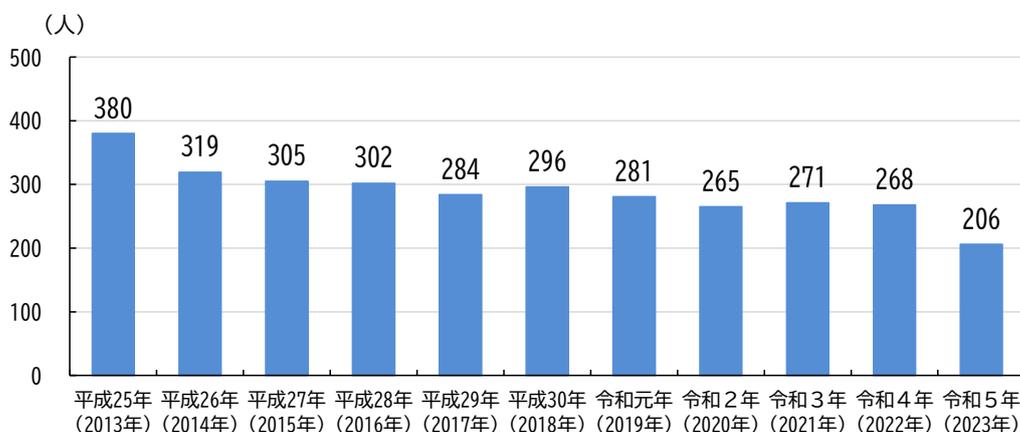


出典：総務省「国勢調査」

※総人口には年齢不詳人口が含まれるため、各年代の合計値と一致しない

出生数の推移をみると、概ね減少傾向が続いており、令和5(2023)年では206人となっています。

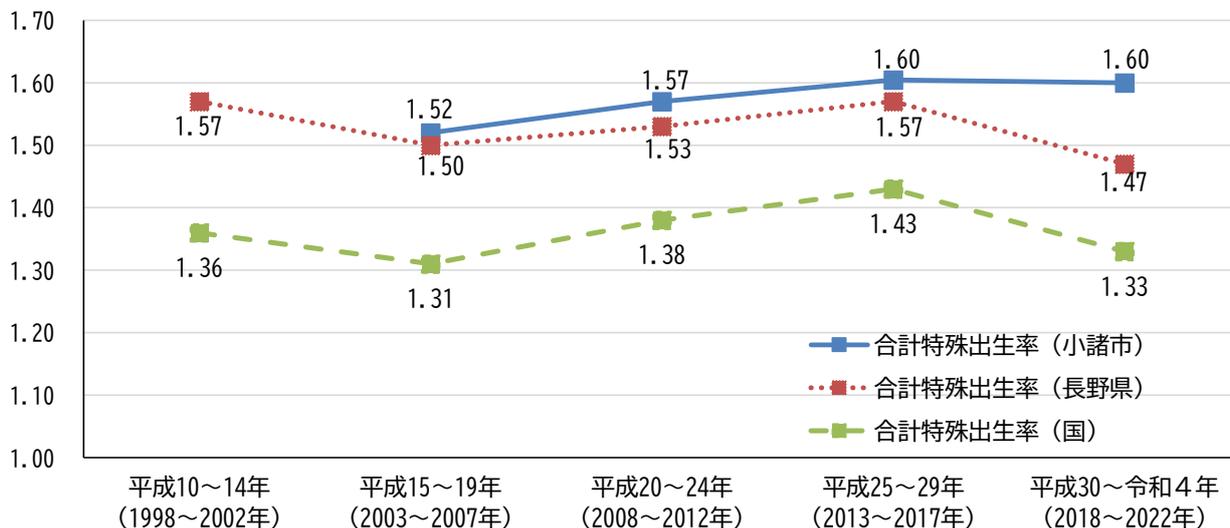
図表 2 出生数の推移



出典：長野県「毎月人口異動調査」

本市の合計特殊出生率は、平成15～19(2003～2007)年には1.52でしたが、その後上昇し、平成30～令和4(2018～2022)年では1.60となっています。これは全国及び長野県全体よりも高い水準となっています。

図表 3 合計特殊出生率の推移

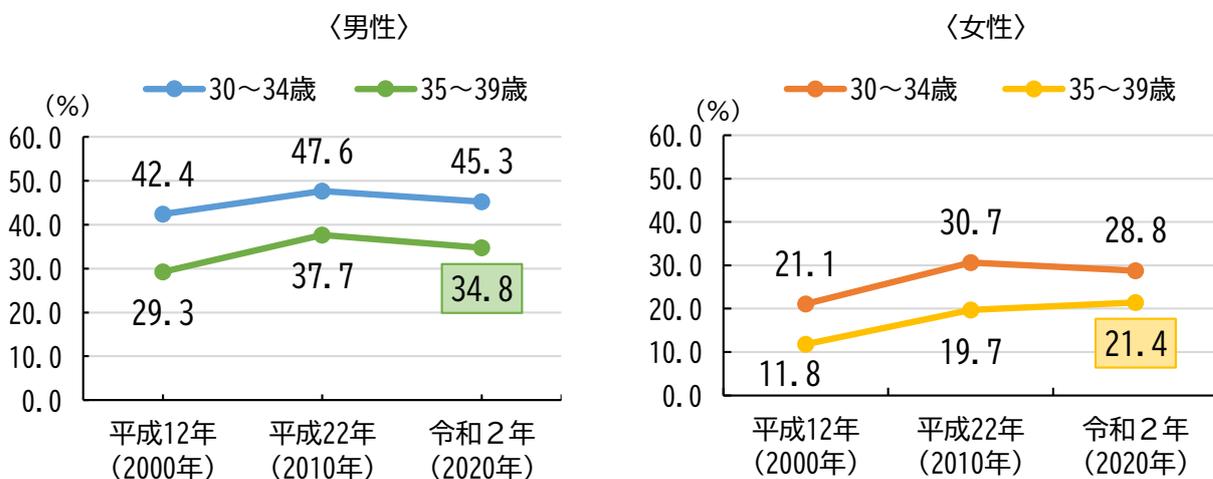


出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

## (2) 結婚・出産の意向

30歳代の未婚率をみると、平成12(2000)年から平成22(2010)年にかけては男女ともに増加しています。平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけては性別・年代によって微減・微増がありますが、概ね横ばいの状況です。女性の30歳代後半の未婚率は、この20年でほぼ倍になっています。

図表 4 30歳代の未婚率の推移

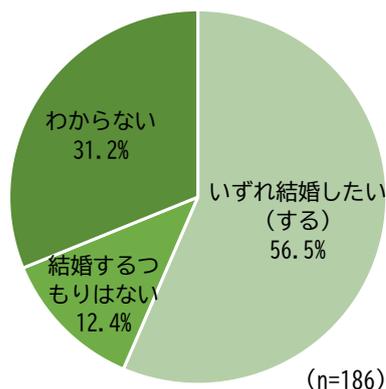


出典：総務省「国勢調査」

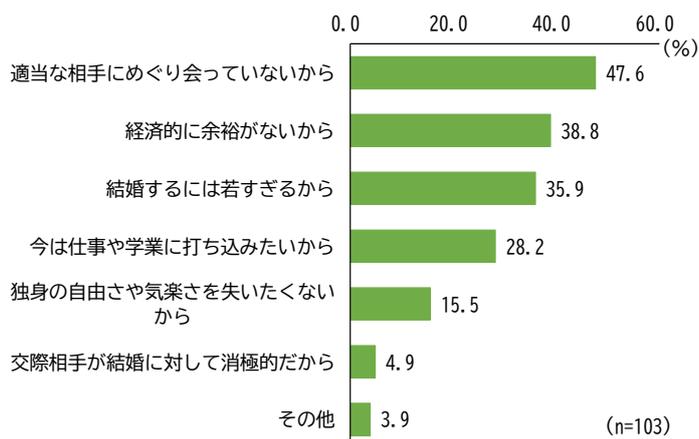
若者アンケート調査によれば、現在の未婚者のうち「いずれ結婚したい」と考えている人は56.5%、「結婚するつもりはない」は12.4%、「わからない」は31.2%となっています。

結婚していない理由は「適当な相手にめぐり会っていないから」の割合が最も高く47.6%、次いで「経済的に余裕がないから」38.8%、「結婚するには若すぎるから」35.9%となっています。

図表 5 未婚者の結婚意向



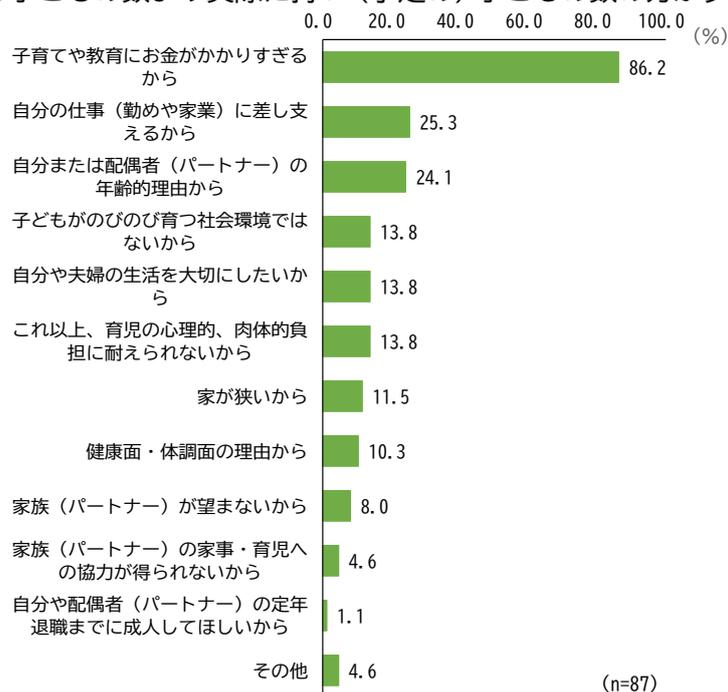
図表 6 結婚していない理由【複数回答】



出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

また、理想の子どもの数より実際に持つ（予定）の子どもの数が少ない人にその理由をきいたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が最も高く86.2%となっています。これに次ぐのが「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」「自分または配偶者（パートナー）の年齢的理由から」です。

図表 7 理想の子どもの数より実際に持つ（予定の）子どもの数の方が少ない理由【複数回答】



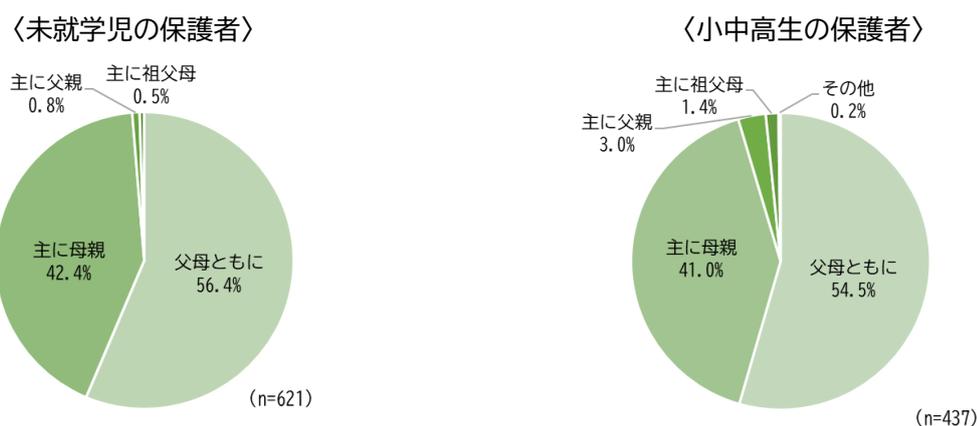
出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

## 2. 子育ての状況

### (1) 子育ての分担状況

保護者アンケート調査によると、子育てを主に行っている人は「父母ともに」が、未就学児保護者で56.4%、小中高生保護者で54.5%となっています。一方で「主に母親」の家庭も、全体の4割以上（未就学児保護者：42.4%、小中高生等保護者：41.0%）を占めています。

図表 8 子育てを主に行っている人

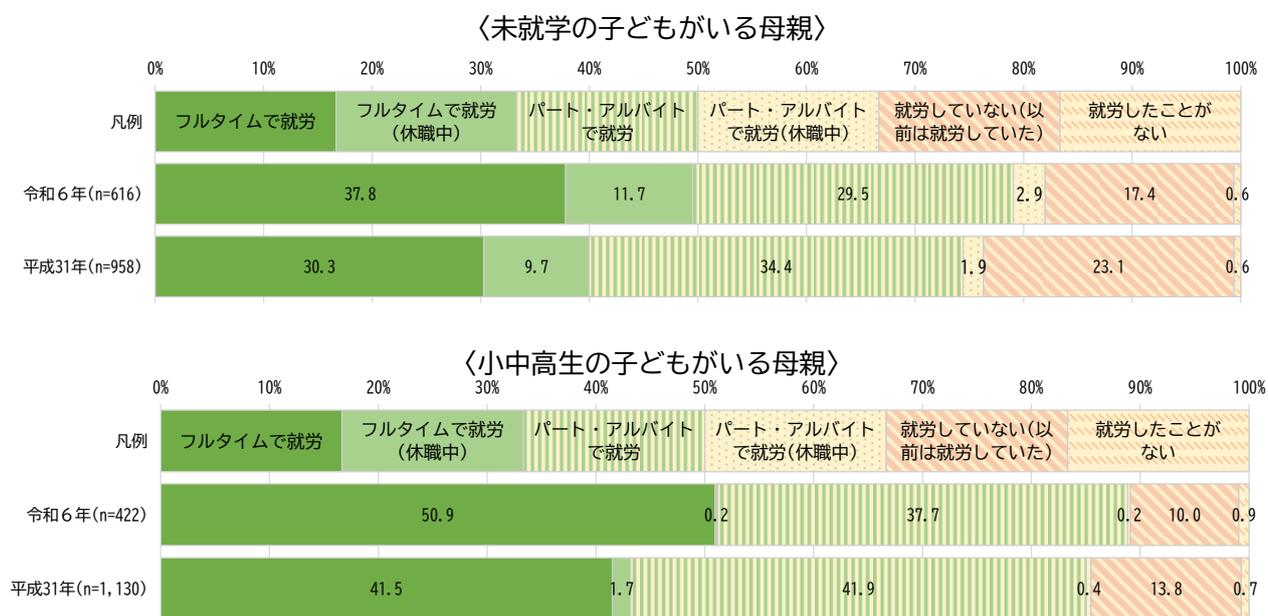


出典：小諸市「令和6年 保護者アンケート調査」

### (2) 就業と子育ての状況

母親がフルタイムで就労している割合について、平成31(2019)年と令和6(2024)年に実施した保護者アンケート調査結果を比較すると、未就学児保護者では40.0%から49.5%に、小中高生等保護者では43.2%から51.1%に、それぞれ割合が高くなっています。

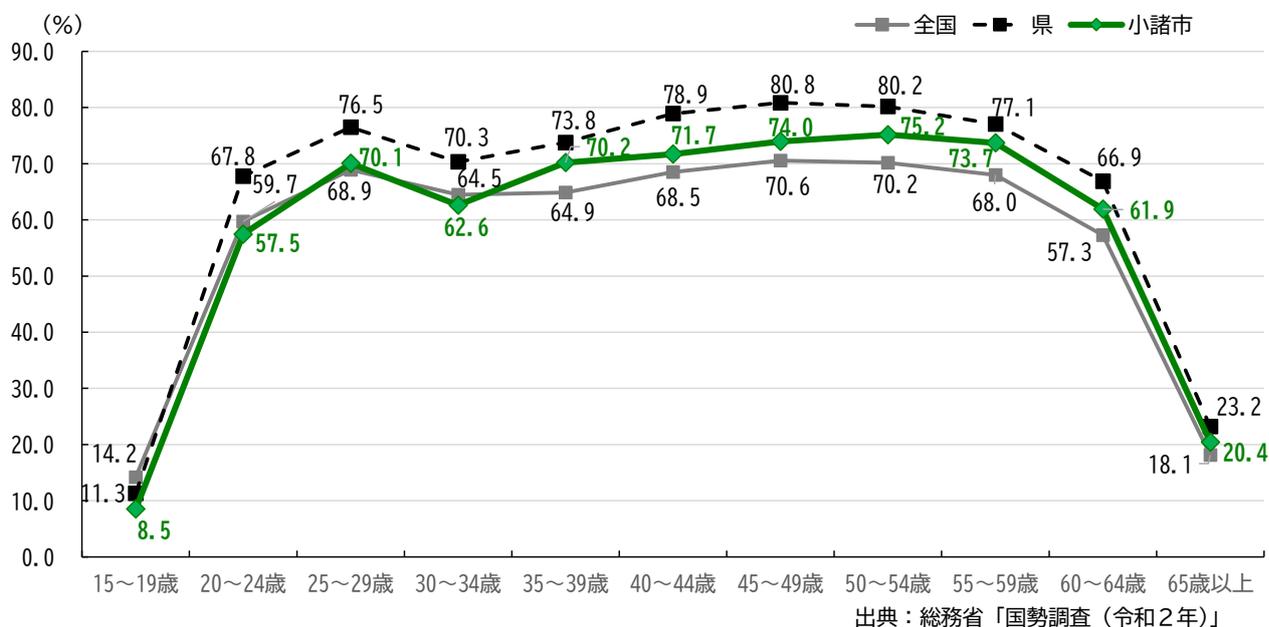
図表 9 母親の就労形態



出典：小諸市「平成31年・令和6年 保護者アンケート調査」

本市の女性の年齢別就業率は、全国平均と同水準か高いものの、長野県全体よりも低くなっています。また30歳代前半では62.6%となっており、20歳代後半の70.1%から7.5ポイント低下しています。出産・子育てのタイミングで仕事を辞めている女性が一定数いることが示唆されます。

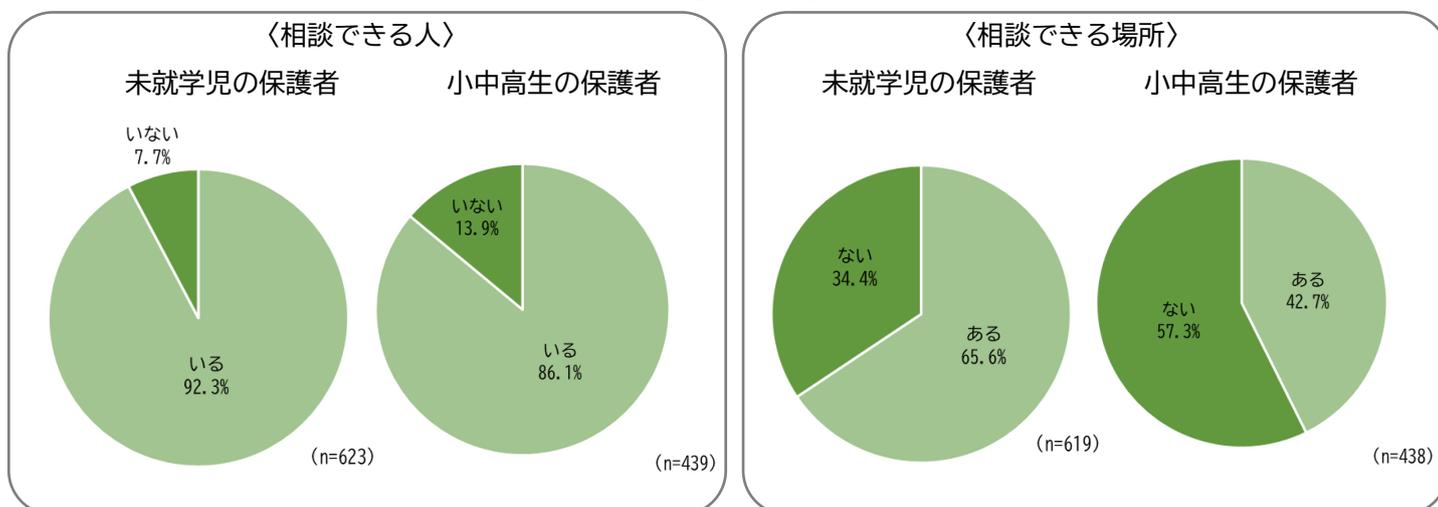
図表 10 全国・長野県・小諸市の女性の就業率の比較（令和2（2020）年）



### （3）子育てにおける悩みの相談先

保護者アンケートによれば、子育てにおける悩みを気軽に相談できる「人」のいる割合は、未就学児保護者で92.3%、小中高生保護者で86.1%と高いのに比べ、相談できる「場所」をみると未就学児保護者で65.6%、小中高生等保護者では42.7%と比較的低い状況です。

図表 11 気軽な相談先の有無



出典：小諸市「令和6年 保護者アンケート調査」

保護者アンケートより、子育て支援施設や事業の認知度、利用状況を確認したところ、「こもロッジ」は93.4%（未就学児の保護者）、「児童館」は73.9%（未就学児の保護者）、「保健センター（健康づくり課）の情報・相談事業」は62.7%（小中高生の保護者）となっています。その他小中高生の保護者向けの相談支援等の事業の認知度は3割程度と高くありません。

図表 12 子育て支援施設・事業の認知度・利用状況【複数回答】

〈未就学児の保護者〉

	知っている (%)	利用している (%)	今後利用したい (%)
こもロッジ	93.4	11.4	17.3
児童館	73.9	6.3	25.2

(n=624)

〈小中高生の保護者〉※

	知っている (%)	利用した (%)	今後利用したい (%)
保健センター（健康づくり課）の情報・相談事業	62.7	22.4	10.2
家庭教育に関する学級・講座	24.0	2.9	11.5
就学相談（学校教育課）	30.1	5.9	13.8
教育支援センター・教育相談	33.5	5.0	12.9
こども家庭センター（こども家庭支援課こども相談係）	33.5	5.0	10.4

(n=442)

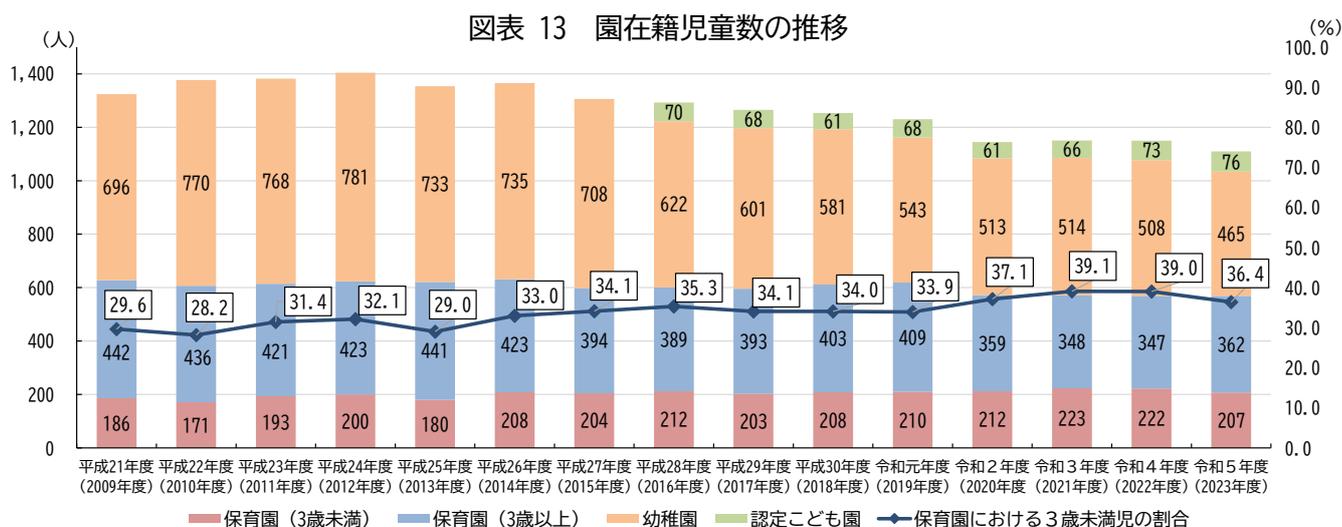
出典：小諸市「令和6年 保護者アンケート調査」

※選択肢の一つとなっている「こども家庭センター」は令和6(2024)年4月に開設されたものであるため、本調査実施時点(令和6(2024)年7~8月)では開設後3~4ヶ月の時点での認知度である。

### 3. 保育・教育の状況

#### (1) 保育・幼児教育のニーズ

少子化を背景に、本市の保育園・幼稚園・認定こども園に通う児童数はこの10年で2割近く減少しています。また、3歳未満の保育園児数は令和5(2023)年に減少したものの、保育園における3歳未満児の割合は増加傾向にあり、3歳未満児の保育ニーズが拡大していると考えられます。



出典：小諸市

#### (2) 学校での状況

本市の小中学生における100人あたりのいじめの認知件数をみると、年度によって増減があるものの、平成26(2014)年度からは増加傾向にあります。

図表 14 いじめの認知件数の推移

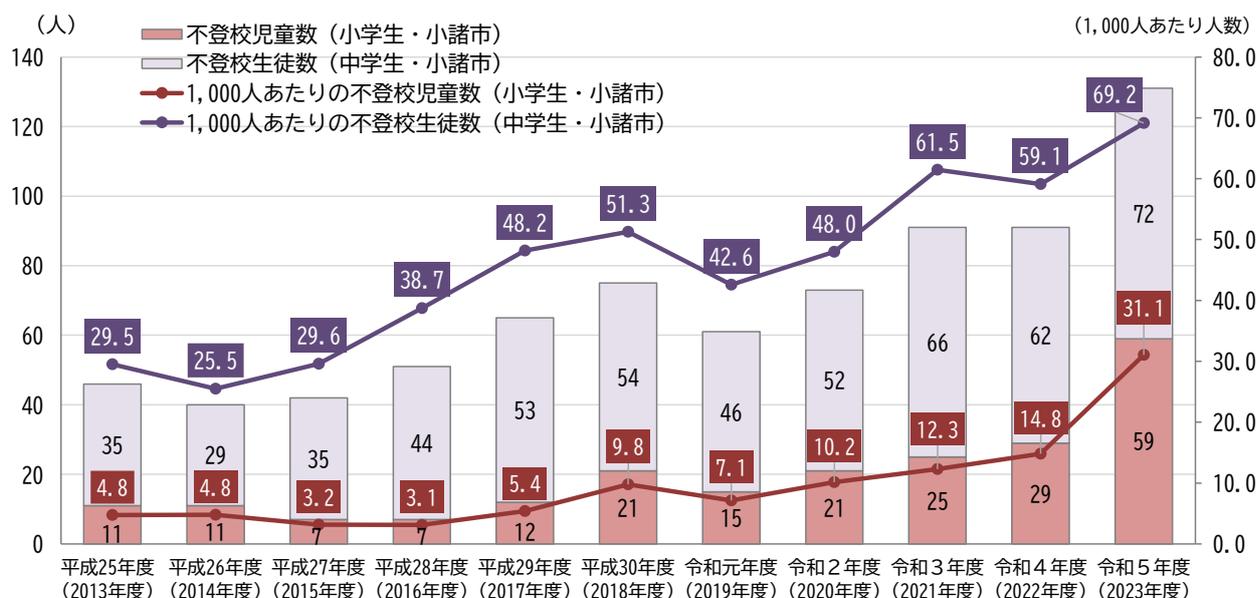


出典：小諸市

不登校児童・生徒の状況をみると、小学生・中学生ともに増加傾向にあります。

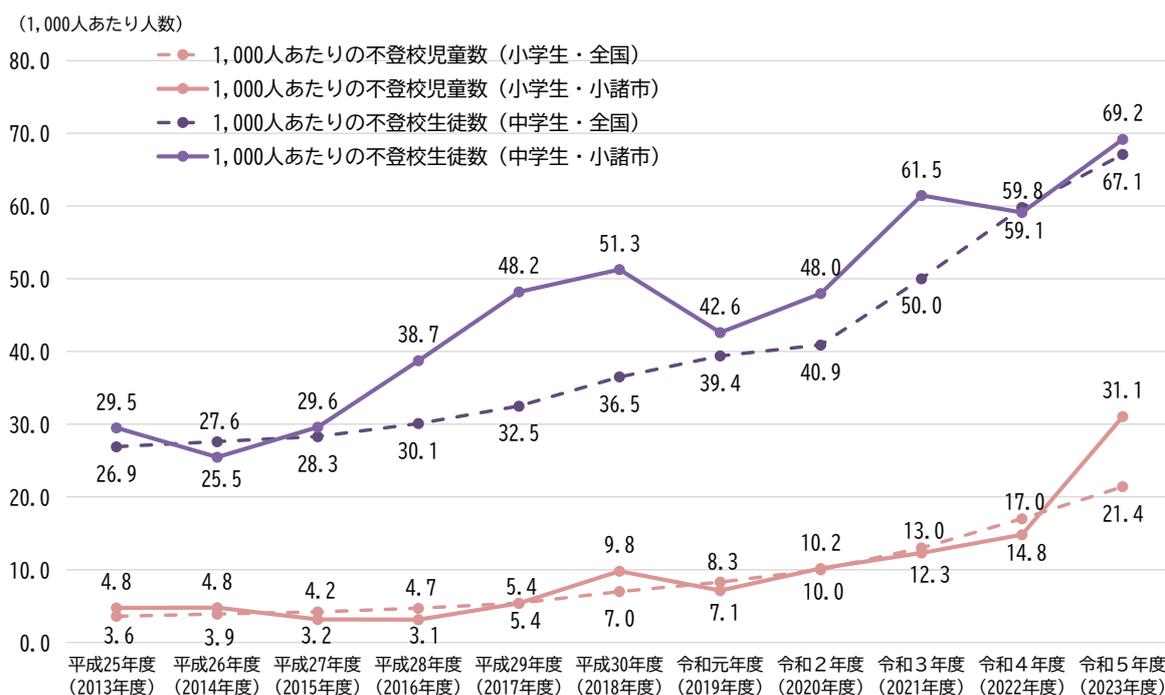
1,000人あたりの不登校児童・生徒数で全国と比較すると、小学生では、全国と同水準で推移してきましたが、令和5(2023)年度は上回りました。中学生では、本市は全国より高い水準で推移していましたが、令和4(2022)年度以降、同程度となっています。

図表 15 不登校児童・生徒数（年間の欠席日数が30日以上）の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」、小諸市

図表 16 不登校児童・生徒数（年間の欠席日数が30日以上）の推移（全国比較）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」、小諸市

## 4. 経済的な困難を抱えた家庭の状況

### (1) ひとり親世帯・支援を要する世帯の状況

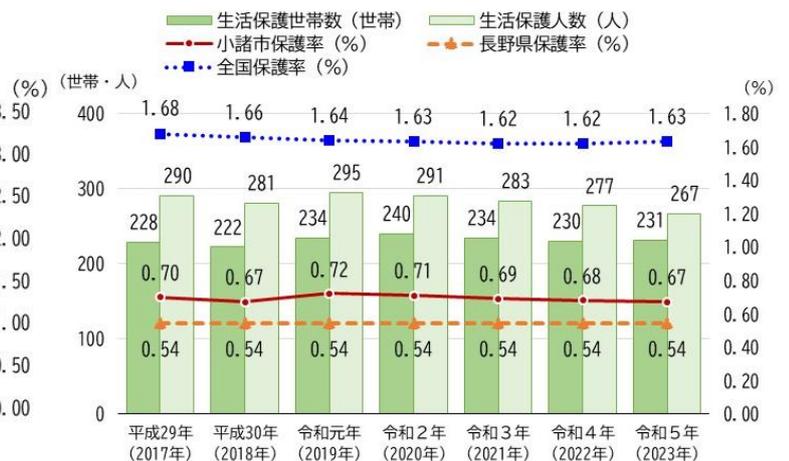
令和5(2023)年の小諸市のひとり親世帯は、母子世帯483(割合2.80%)、父子世帯82(割合0.47%)となっています。令和5(2023)年の生活保護世帯は231、保護率は0.67%となっています。

図表 17 ひとり親世帯数の推移



出典：小諸市

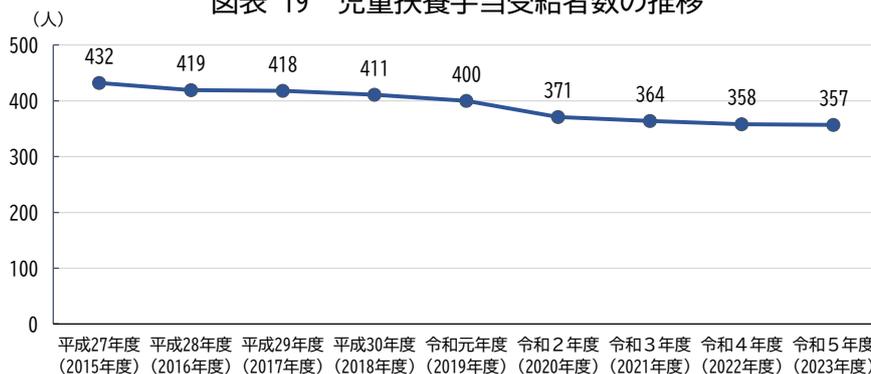
図表 18 生活保護世帯数と保護率の推移



出典：小諸市

児童扶養手当受給者数は減少傾向にありますが、概ね350~400人です。小中学校就学援助認定者数は、概ね400人強で推移しています。

図表 19 児童扶養手当受給者数の推移



出典：小諸市

図表 20 小中学校就学援助認定者数の推移



出典：小諸市

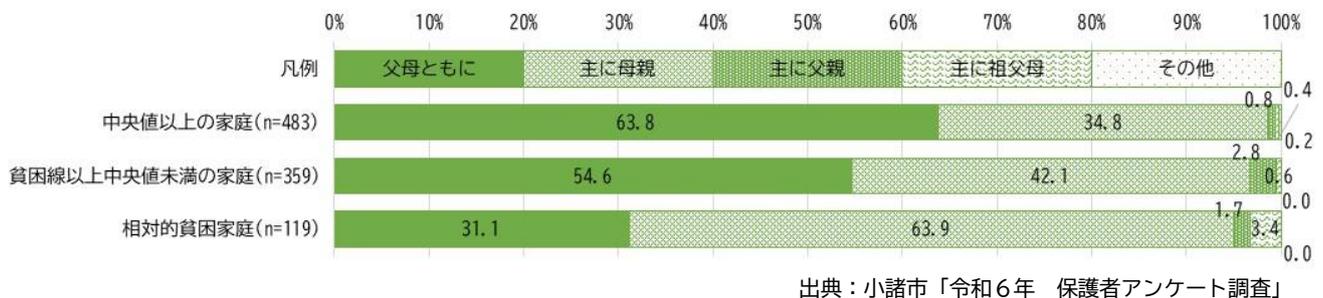
## (2) 相対的貧困家庭の状況

保護者アンケートによれば、「相対的貧困家庭<sup>4</sup>」では配偶者がいない割合が高く(40.0%)、子育てを「主に母親」が行う割合も高い傾向にあります(63.9%)。

図表 21 子育て家庭における配偶者の有無(相対的貧困家庭比較)



図表 22 子育てを主に行っている人(相対的貧困家庭比較)

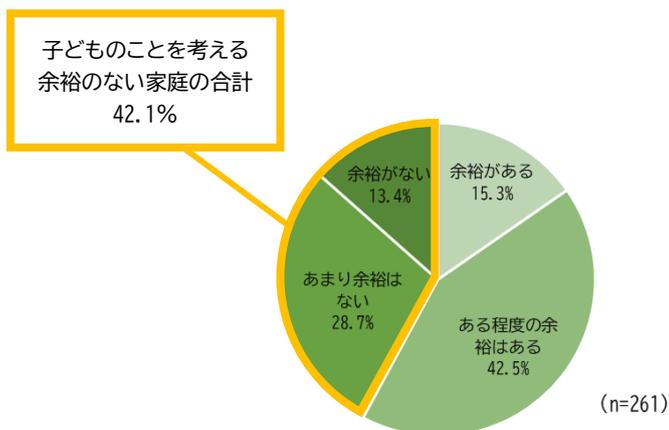


## (3) 支援を要する家庭の保護者・子どもの状況

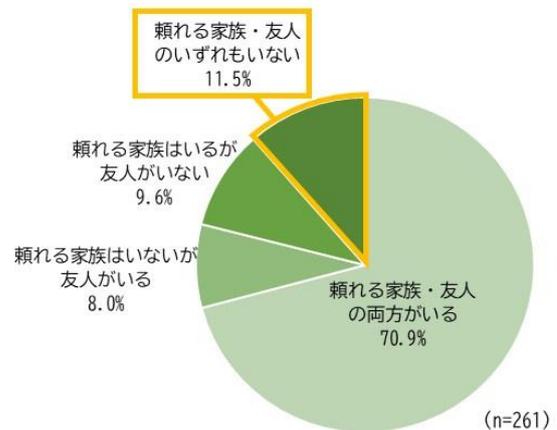
児童扶養手当受給者(ひとり親で一定の水準以下の所得の家庭)の状況を見ると、保護者の42.1%が「子どものことを考える余裕」がない状況にあり、また保護者の11.5%は子育てで頼れる家族も友人もない状況にあります。

図表 23 児童扶養手当受給者の家庭の状況

〈子どものことを考える余裕〉



〈頼れる家族・友人の有無〉

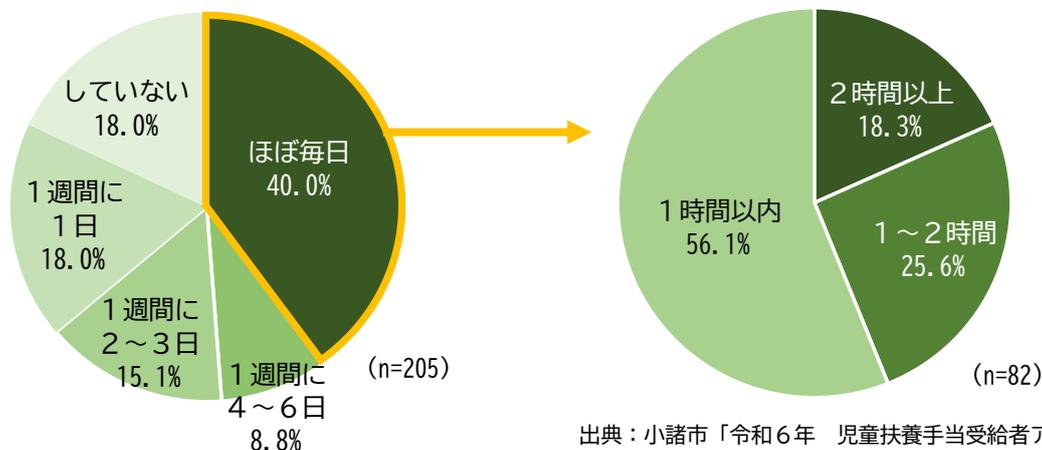


出典：小諸市「令和6年 児童扶養手当受給者アンケート調査」

<sup>4</sup> ここでは世帯収入を世帯人員の平方根で調整した所得(等価世帯収入、OECDの可処分所得の計算式を世帯年収に置き換えたもの)の中央値(所得を多い順に並べた時にちょうど真ん中に来る値)の半分の値を「貧困線」とし、これを下回る世帯を「相対的貧困家庭」とした。小諸市の令和6年保護者アンケートでは、中央値は287.5万円、貧困線は143.8万円、相対的貧困家庭の割合は12.4%である。

児童扶養手当受給者の子どもの家事の状況をみると、40.0%の子どもが「ほぼ毎日」家事をしており、うち約半数は1日1時間以上を費やしている状況にあります。

図表 24 子どもが家事をする頻度（児童扶養手当受給家庭の小学生以上の子ども）  
〈ほぼ毎日家事をしている子どもの所要時間〉

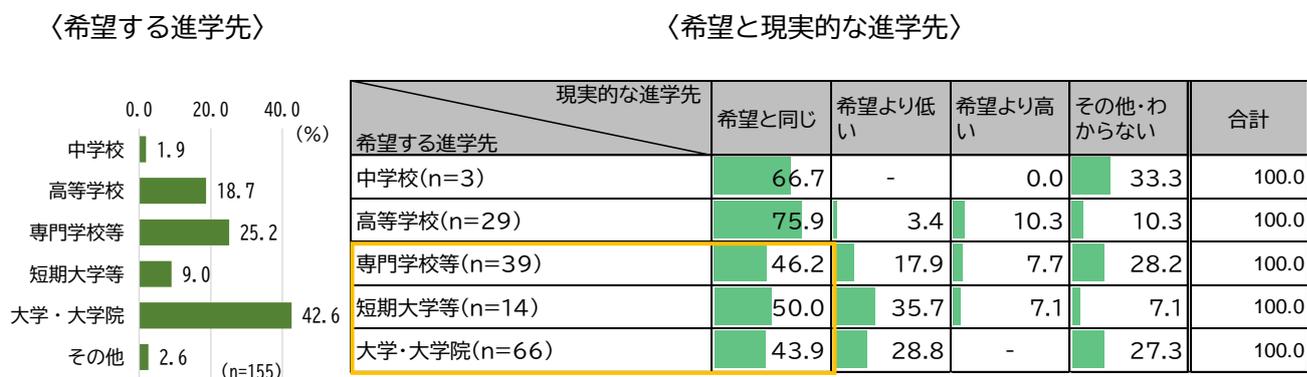


出典：小諸市「令和6年 児童扶養手当受給者アンケート調査」

同じく児童扶養手当受給家庭が希望する子どもの進学先をみると、「大学・大学院」が42.6%となっています。文部科学省「学校基本調査」における大学進学率57.7%と比べて低い状況です。

また、子どもの希望と現実的にどこまで進学できそうかを比較したところ、「専門学校等」「短期大学等」「大学・大学院」を希望している場合、現実的な進学先が希望どおりとなっている割合は半数以下となっています。

図表 25 子ども希望する進学先と現実的な進学先  
〔児童扶養手当受給家庭の小学生以上の子どもがいる家庭〕



※上表では、希望する進学先が「その他」との回答 (n=4) は除いている。

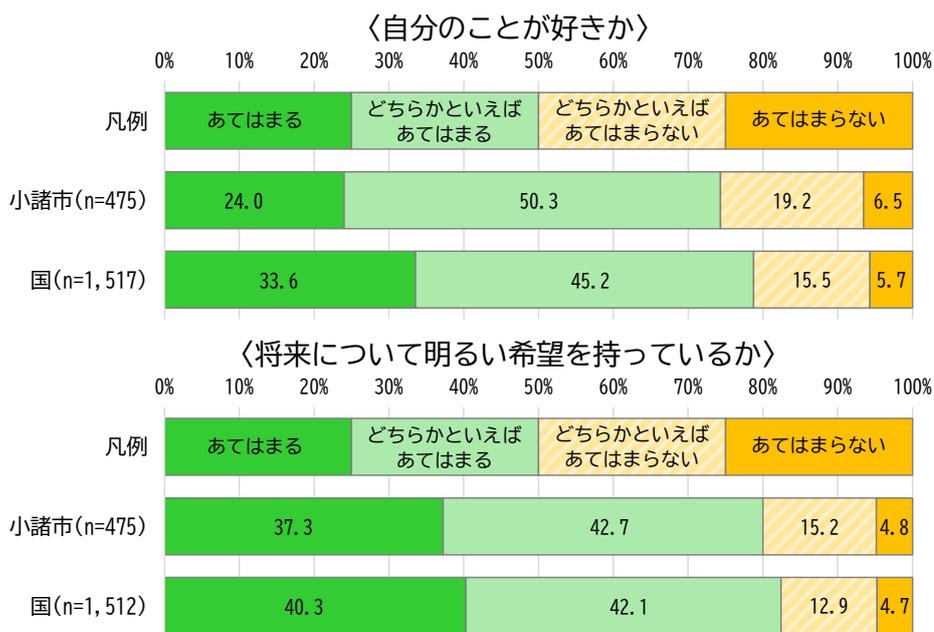
出典：小諸市「令和6年 児童扶養手当受給者アンケート調査」

## 5. 子ども・若者の状況

### (1) 自己肯定感・将来についての考え

子どもアンケートによれば、本市の子どもは「自分のことが好き」にあてはまると回答した割合は、全国より低い状況になっています。

図表 26 [子ども (小5・中2)] 自己肯定感・将来についての希望 (全国比較)

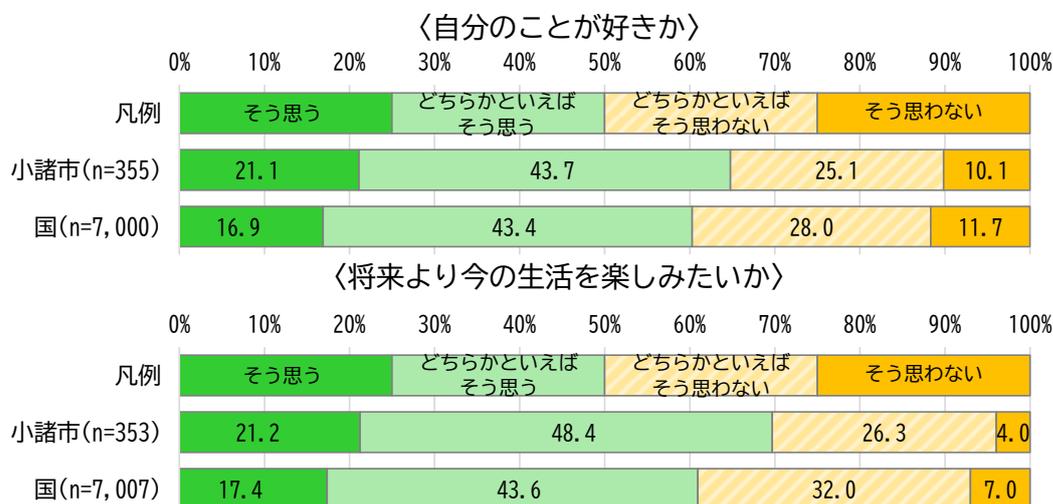


出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」  
内閣府「令和4年度 こども・若者の意識と生活に関する調査」

本市の若者の「自分のことが好き」にそう思う割合（そう思う・どちらかといえばそう思う）をみると、全国より高い状況です。

また「将来より今の生活を楽しみたい」と思う割合（そう思う・どちらかといえばそう思う）は、全国より高い状況です。

図表 27 [若者 (15～39歳)] 自己肯定感・将来についての考え方 (全国比較)



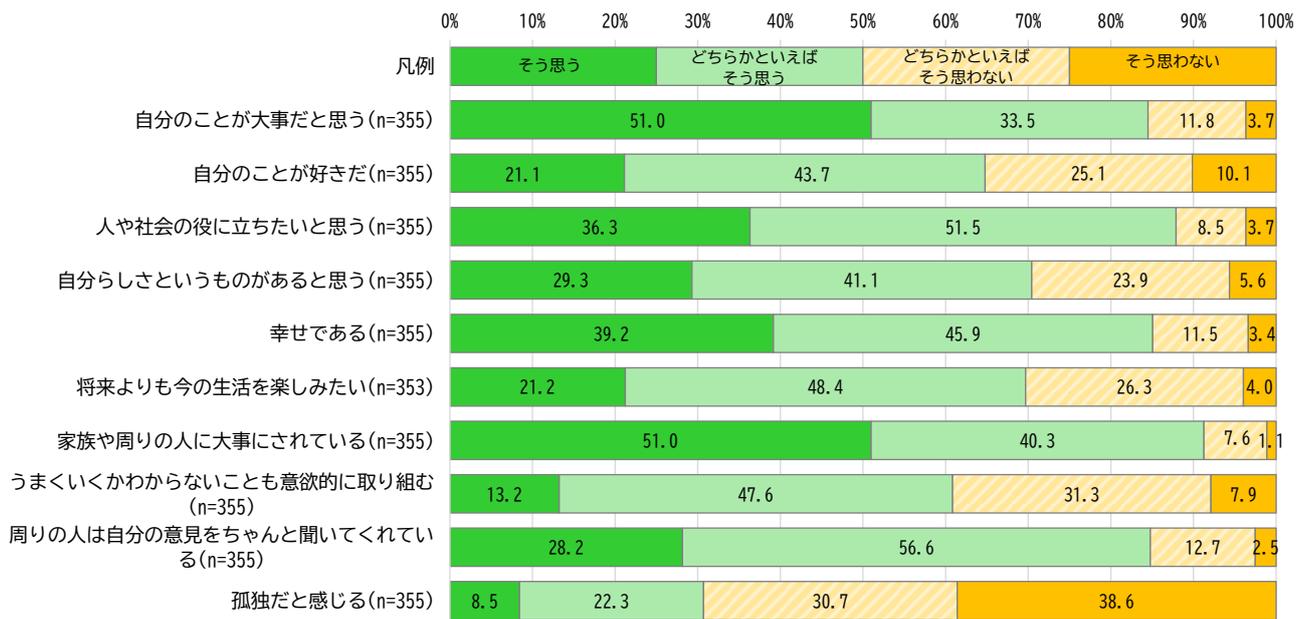
出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」  
内閣府「令和4年度 こども・若者の意識と生活に関する調査」

## (2) 若者の幸福感や居場所

若者アンケートでは「幸せである」（そう思う・どちらかといえばそう思う）割合は85.1%、「幸せではない」（どちらかといえばそう思わない・そう思わない）割合は14.9%となっています。

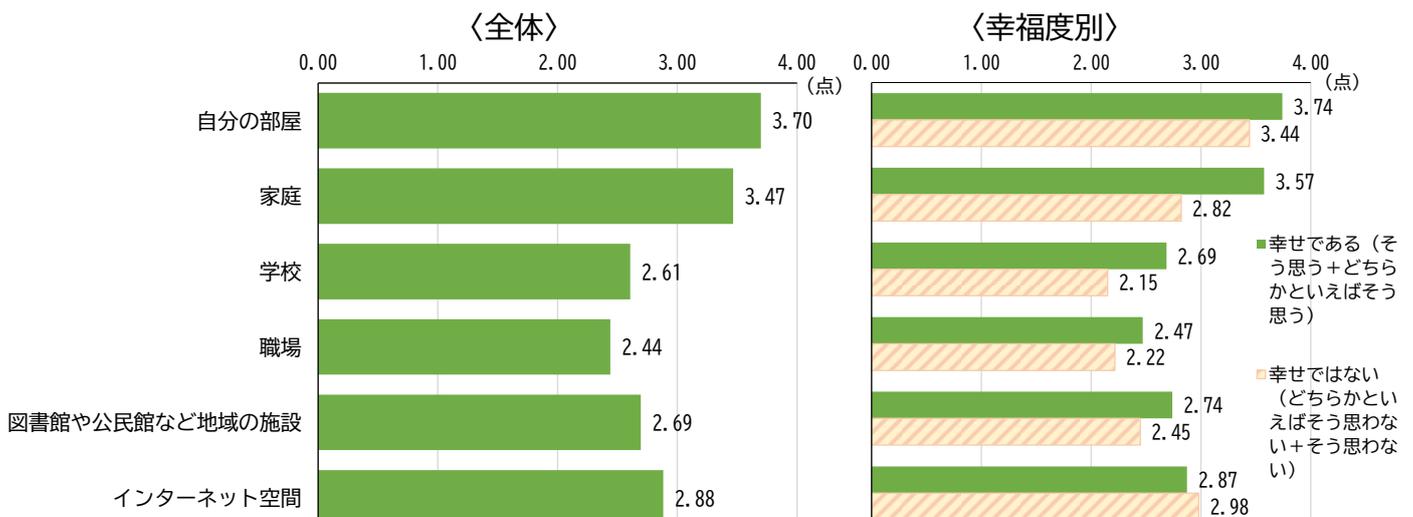
この幸福度別に日常において「ほっとできる場所だと思うか」についての得点状況をみると、「幸せではない」若者は「自分の部屋」「家庭」「学校」「職場」など多くの場所で得点が低くなっています。

図表 28 [若者(15~39歳)] 自分自身に対する考え



出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

図表 29 [若者(15~39歳)] ほっとできる場所だと思うか※



※それぞれの場所においてほっとできるかを聞き、「そう思う」4点、「どちらかといえばそう思う」3点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点とし、「わからない」は除いて得点化したもの。

出典：小諸市「令和6年 子ども・若者アンケート調査」

## 6. 子ども・若者に関する本市の課題

### (1) 子ども・若者が社会で生きていく意思や力を育める環境づくり

#### ①子ども・若者が心身ともに成長する中で直面している問題等

- ・本市の学校におけるいじめ、不登校は増加傾向にあります。
- ・本市の子どもは全国に比べて自己肯定感が低い傾向があります。
- ・若者は結婚・出産に慎重な傾向で、子育てにかかる経済的な負担から子どもを持つことをためらう状況もあると推測されます。

#### ⇒子ども・若者が各ライフステージで健やかに成長できる環境づくりが必要です

- ・学校でのいじめの未然防止・早期対応や不登校への支援、これらと関連する居場所づくりやひきこもり支援といった取組みが重要です。
- ・子ども・若者が自己肯定感や将来への希望を育めるよう、家庭・教育機関・地域・職場など地域全体で見守り、その活躍の機会をつくることで、健やかな成長を支えていくことが重要です。
- ・経済的な負担軽減をはじめ、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めることが必要です。

#### ②困難を抱える子どもの直面している問題等

- ・困窮状態にある家庭等では、子どもが就学・進学に積極的になれなかったり、その希望が経済的問題のために叶わなかったりする状況が生じていることが懸念されます。家事にかかる時間が増える、同世代と交流する機会が減るといった影響も懸念されます。
- ・「幸福感」の低い若者は、「日常的にほっとできる居場所」を持ちにくい状況にあるとみられます。

#### ⇒生活環境にかかわらず、だれもが成長の機会を得られるよう支援することが必要です

- ・家庭の困窮など困難を抱える子どもでも、就学・進学に前向きな意思をもてるよう、必要な機会を設け、支援をしていくことが求められます。
- ・様々な困難を抱えていても、子ども・若者にとってほっとできる居場所があり、交流したり社会性を育む機会を得たりできる環境づくりが重要です。
- ・家庭や学校など生活環境の中で困難に直面している子ども・若者に気づき、適切な支援につなげることや、子ども・若者自身がSOSを出したり相談窓口を気軽に頼ったりできるよう、教育や周囲への啓発等を行うことが重要です。

## (2) 経済的困窮をはじめとした困難を抱える子育て家庭への支援

- ・本市には生活保護や児童扶養手当などの支援を要する経済的に困窮した家庭が一定数あります。こうした家庭では、保護者が子どもの世話をする余裕がない、子どもが家事に多くの時間を割いているといった状況も生じていることが懸念されます。こうした状況は虐待やヤングケアラーといった問題に通じ、子どもの健やかな成長を阻害する可能性があります。
- ・困窮家庭では配偶者がいない、頼れる家族や友人がいないという人の割合も高いことから、社会的に孤立した状態のケースもあると推測されます。

⇒経済的困窮をはじめとした問題を抱える子育て家庭の把握と、そうした家庭における保護者・子どもへの支援が必要です。

- ・ 困難を抱える家庭が社会的に孤立しないよう、子育てにおける問題を相談できる環境や相談に対応できる体制の強化が求められます。
- ・ 既に様々な問題を抱えて孤立状態にある保護者や子どもにいち早く気づき、支援事業・制度等へつなげ、当事者へのケア等を行う必要があります。
- ・ 虐待やヤングケアラーなど、子どもの健やかな成長が損なわれる状況が生じないよう、また生じた場合に早期発見・対応できるよう、情報共有と支援体制の強化が求められます。

## (3) 子育て支援サービスの適切な提供等による子育て家庭の負担軽減

- ・ 子どもの出生数は減っているものの、3歳未満児保育の割合は増加傾向にあります。共働き家庭の増加や核家族化などを背景に保育ニーズの高まりがみられます。
- ・ 家庭内で子育ての負担が女性に偏っている状況があります。
- ・ 母親のフルタイム就労の割合が高まっている一方、出産・子育てをすることが多い30歳代前半の女性において一時的に仕事を辞める人が多い状況が依然としてあります。
- ・ 本市の子育て支援の事業や施設の認知度は、「こもロッジ」や「児童館」など一部を除けば高くはない状況です。

⇒支援ニーズに即した支援サービスの提供や各種の啓発等を通じて、子育て家庭の負担軽減を図ることが必要です。

- ・ 各種子育て支援事業・施設の周知や、利用促進を進めることが重要です。
- ・ 3歳未満児保育をはじめ、共働き家庭を想定し、そのニーズに応じた保育サービスを提供することが求められます。
- ・ 男女共同参画の推進・啓発、子育てと仕事との両立支援などで、仕事をしながら子どもを育てる際の負担軽減につながる環境づくりが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

子ども・若者のだれもが、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくれる社会を目指します。そのような社会では、子ども・若者が将来への希望や社会生活への前向きな意思をもち、それを実現する力を持つことが期待できます<sup>5</sup>。またこのことは、若い世代がいきいきと活躍する、持続可能な社会をつくることにもつながります。

本市はこのような社会を実現するために、以下のことに取り組みます。

- ①子ども・若者が、学童期から青年期にいたる各ライフステージで健やかに成長できるよう支援するとともに、困難を抱える子ども・若者への適切な支援を通じて、だれもが成長や学びの機会を持てるよう取り組みます。
- ②経済的困窮などの問題を抱えた子ども・若者、子育て家庭が社会から孤立しないよう、早期発見と保護者・子ども双方への必要な支援・ケアに取り組みます。
- ③近年の社会情勢を踏まえた各種支援サービスの適切な提供や、仕事と子育ての両立の支援・機運醸成等を通じ、子育て家庭の負担軽減に努めます。

こうした取組みを通じて、以下のような地域をつくることを本計画の基本理念とします。

子ども・若者のだれもが健やかに成長できるよう、  
必要な支援を受けられる環境づくりを通じて、  
若い世代がいきいきと暮らせる地域をつくる



<sup>5</sup> ここに示した理想的な社会は、市の最上位計画である「小諸市総合計画」の政策目標のひとつとして定められている「心豊かで自立できる人が育つまち」の実現に沿うものです。

## 2. 基本目標

---

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めます。

### 基本目標1 子ども・若者の成長過程における健やかな成長を支える

学童期から青年期までの各ライフステージにおいて、子ども・若者が健やかに成長し、社会で活躍するための力を育めるように、教育機関や生活支援機関と連携した支援と環境整備に取り組みます。

また、どのような家庭や生活環境にあっても、だれもが育ちや学びの機会を得られるよう、困難を抱える子ども・若者に気づき、適切な支援へつなげることや、ほっとしたり交流したりできる居場所づくりに取り組みます。

### 基本目標2 困難を抱える子ども・若者、子育て家庭への支援を拡充する

経済的な困窮をはじめとする様々な困難を抱える子ども・若者、子育て家庭に対し、その解決のための支援やケアに取り組むとともに、社会的孤立を解消できるよう支援・相談体制を拡充します。

### 基本目標3 子育てにかかる家庭負担を軽減する

近年の社会情勢や働き方も踏まえ、子育て家庭の支援ニーズに即したかたちで各種の支援サービスを提供するとともに、その利用促進に取り組みます。

また、各種啓発や広報を通じて男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等を進めることで、子育てしやすい環境づくりに努めます。

### 3. 施策の体系

#### 基本目標1 子ども・若者の成長過程における健やかな成長を支える

NO	基本施策	NO	施策	事業
1-1	子どもまんなか社会づくり	1-1-1	子どもの権利の周知・啓発	子どもに権利主体としての自覚を促す啓発・学習支援 市民に対する子どもの権利等の啓発
		1-1-2	子ども・若者の活躍機会づくり	子ども・若者の意見聴取・意見表明の実施
1-2	学童期の育ちの支援	1-2-1	学童期の健やかな成長の支援	食育推進活動の実施 こころの健康づくりの推進及び相談体制の整備と関係機関の連携 いじめの防止と支援
		1-2-2	適切な学びや多様な体験の機会づくり	小学校学習支援の実施 学校教育における専門的な人材の配置・資質向上、勤務環境改善 メディアリテラシーの推進 ジェンダー教育の推進 幼児期・学童期における多様な体験機会の提供 将来のライフデザインや就労のための教育の充実 子どもの学習・生活支援事業
1-3	青年期の自立と自己実現の支援	1-3-1	就労支援	就労・再雇用の支援 ワーク・ライフ・バランスの推進
		1-3-2	結婚支援	結婚支援体制の構築 結婚生活に対する経済的支援
1-4	地域で子ども・若者の成長を支える仕組みづくり	1-4-1	様々な困りごとに対応できる相談窓口の拡充	子育て家庭の多様な困りごとに対応する相談窓口の運営と利用促進 子ども・若者が頼れる相談窓口・支援場所の運営と周知 妊娠・出産にかかる相談支援 支援機関・団体等とのネットワーク強化と情報共有の推進
		1-4-2	子育てや子どもの成長を地域で後押しする取組み	家庭教育支援と地域教育の充実 子どもが気軽に安心して立ち寄れる居場所の拡充 民生・児童委員、主任児童委員との連携の強化
		1-4-3	子どもが安心して暮らせる都市基盤整備	通学路・公園・公共施設等の安全性と快適性の確保

#### 基本目標2 困難を抱える子ども・若者、子育て家庭への支援を拡充する

NO	基本施策	NO	施策	事業
2-1	困難を抱える子ども・子育て家庭への支援	2-1-1	困窮家庭、ひとり親家庭等への経済的支援	子育て家庭への支援 ひとり親家庭への支援 保育・教育にかかる費用への補助 奨学金制度の運用
		2-1-2	貧困状況にある子どもへの支援	生活困窮家庭の子どものための相談支援
		2-1-3	児童虐待の防止とヤングケアラー支援	親子関係形成支援事業、子育て世帯訪問事業の実施 関係機関と連携した虐待の早期発見 虐待等により家庭から孤立した子ども・若者の居場所の整備 ヤングケアラーへの支援
2-2	困難を抱える子ども・若者への個別支援	2-2-1	障がい・発達特性のある子ども・若者とその家庭への支援	関係機関と連携した、障がい・発達特性の早期発見と支援 障がい・発達特性のある子ども・若者とその家庭への支援
		2-2-2	外国にルーツのある家庭・子どもへの支援	外国籍等の市民の日本語学習の支援・啓発活動
		2-2-3	ひきこもりの予防と自立支援	不登校への支援 ひきこもり等に対する相談窓口の周知と家族支援
		2-2-4	子ども・若者の自殺対策と犯罪予防	こころの健康づくりの推進及び相談体制の整備と関係機関の連携(再掲) 子どもを犯罪から守る取組みの推進

### 基本目標3 子育てにかかる家庭負担を軽減する

NO	基本施策	NO	施策	事業
3-1	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	3-1-1	安心して妊娠・出産できる環境づくり	不妊治療及び不育症治療費助成事業
				妊産婦の健康診査の実施
				妊婦・両親教室の実施
				新生児聴覚検査
				1か月児健診
				乳児家庭への全戸訪問の実施
				産後ケア事業の実施
				母子栄養食品(粉ミルクの支給)
				4か月児、10か月児、1歳6か月児(1歳8か月児対象)、3歳児(3歳3か月児対象)健診の実施
				離乳食教室(8か月児対象)
				親子のびのび教室
				子育て2歳児教室(2歳6か月)
				予防接種事業
				発達育児心配ごと相談
		保育園・幼稚園巡回相談		
		3-1-2	教育・保育サービスの充実	教育・保育事業の実施
				延長保育事業の実施
				一時預かり事業の実施
				病児・病後児保育事業の実施
				幼児教育の推進
		3-1-3	子育て支援サービスの充実	利用者支援事業の実施
地域子育て支援拠点事業の実施				
子育て支援に関する情報提供の充実				
ファミリーサポートセンター事業の実施				
養育支援訪問事業の実施				
子育て短期支援事業の実施				
親子関係形成支援事業の実施				
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施				
3-2	子育てのしやすい社会づくり	3-2-1	社会全体で子どもを育てる環境づくり	男女共同参画の推進
				育休取得の促進
				ワーク・ライフ・バランスの推進(再掲)

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子ども・若者の成長過程における健やかな成長を支える

#### 【現状と課題】

本市では小学校6校、中学校2校を公立校として運営し、学校教育を通じて学童期の健やかな成長を支援してきました。また青年期の就労や結婚などを支援する取組みも行っていきます。

しかし、アンケート調査からは本市の子どもは全国に比べて自己肯定感が低い傾向があること、若者は経済的負担などから結婚や子育てに慎重な姿勢をもっていること等がわかりました。また家庭の困窮といった問題から、孤立したり、希望する進路を選ぶ機会が持てなかったりといった困難を抱えるケースもあるとみられます。

今後は、心身の健康や基礎学力だけでなく、将来の社会的自立につながる意思や力を育むことが求められます。また子ども・若者が直面する様々な困難を解消し、健やかに成長できる環境をつくる必要があります。

#### 【数値目標】

指標	出典	基準値	目標値
自分によいところがあると思う割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	全国学力・学習状況調査	小学生:81.8% 中学生:79.6% (2024年度)	小学生:84.1% 中学生:83.3% (2029年度)
育成会など地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの満足度 (満足・やや満足の合計)	こもろ・まちづくり市民意識調査	14.3% (2023年度)	20.0% (2028年度)
自分のことが好きと思う割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	小諸市子ども・若者アンケート	小中学生:74.3% 若者:64.8% (2024年度)	小中学生:78.8% 若者:65.0% (2029年度)

※目標値は、原則として全国平均(全国学力・学習状況調査は2024年、子ども・若者アンケートは2022年)に合わせる考え方のもと設定しています。なお「自分のことが好きと思う割合」の若者の値は小諸市が全国平均より良かったため、現状水準を維持することとしています。

#### 【関連計画】

- ・小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・小諸市健康づくり計画「げんき小諸21」
- ・小諸市食育推進計画
- ・小諸市障がい者プラン
- ・小諸市教育振興基本計画
- ・小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画
- ・男女共同参画こもろプラン

## 【基本施策】

### 1-1 子どもまんなか社会づくり

子どもは権利主体であり、差別がないこと、子どもにとって最善であること、命を守られ成長できること、子どもの意見の尊重などの権利をもつことを、社会全体として共有できるように、教育・啓発に取り組みます。

#### 1-1-1 子どもの権利の周知・啓発

事業	実施内容	担当課
①子どもに権利主体としての自覚を促す啓発・学習支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の中で、自らが権利主体であることを学び、自覚できる学習機会をつくります。</li> <li>・公共施設等での広報・情報発信によって、子ども自身に向けて自身が権利主体であることを啓発します。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課
②市民に対する子どもの権利等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や子どもに接する立場の人に向けた研修や啓発に取り組みます。</li> <li>・保護者自身が、家庭での日常生活が子どもに与える影響の大きさを認識し、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、自らの責任を果たすよう、啓発活動を進めます。</li> <li>・子どもの人権についての学習・啓発活動を、地域において人権懇談会や人権同和教育研修講座等を通じて行います。</li> </ul>	教育委員会 人権同和教育課 学校教育課 こども家庭支援課

#### 1-1-2 子ども・若者の活躍機会づくり

事業	実施内容	担当課
①子ども・若者の意見聴取・意見表明の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者を対象にした「子ども・若者意見ひろば」などを定期的で開催し、市政に反映する意見やアイデアを聞きとります。</li> </ul>	こども家庭支援課



## 1-2 学童期の育ちの支援

学童期の心身の健康づくりを支援します。また主に学校教育を通じ、基礎学力の習得と、将来の社会的自立につながる意思や力を育めるよう、学びや体験の機会を提供します。

### 1-2-1 学童期の健やかな成長の支援

事業	実施内容	担当課
①食育推進活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来を担う子どもたちの望ましい食生活を形成するため、各園、学校、家庭、地域が連携しながら食育活動を行います。</li> <li>・ 市内の農産物生産者や農産物直売所等から地元の安全で旬な食材を積極的に給食に取り入れます。</li> <li>・ 保護者や地域の方が給食の良さや食の大切さを知り、給食が望ましい食事の一つとして、家庭での食事の参考にできるよう、給食の試食の機会をつくります。</li> <li>・ 家庭での食事作りの参考となるよう、給食だよりを発行し、市ホームページへ食に関する情報や給食のレシピを掲載します。</li> </ul>	健康づくり課 こども家庭支援課 教育委員会 学校教育課
②こころの健康づくりの推進及び相談体制の整備と関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困ったときに声を出し、周囲に助けを求めることができるようにするため「SOSの出し方に関する教育」を実施します。</li> <li>・ 子どもの変化に気づき、対応できるよう関係機関と連携し細やかな相談体制の充実に努めます。</li> <li>・ こころの不調があるときの対応及び相談窓口について周知します。また、複合的な課題を抱える子ども・若者や家庭を支援する窓口についてわかりやすく周知します。</li> <li>・ 身近な人の悩みに気づき、傾聴し、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう「ゲートキーパー養成講座」を開催します。</li> </ul>	健康づくり課 こども家庭支援課
③いじめの防止と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ等の人権侵害について、子どもも保護者も安心して相談でき、子どもたちの人権が守られるよう、相談体制の充実に努めます。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課 人権同和教育課

## 1-2-2 適切な学びや多様な体験の機会づくり

事業	実施内容	担当課
①小学校学習支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりに応じた多様な学びの実現をはじめとした「小諸市が目指す教育」を推進するため、義務教育学校の導入など、小中一貫教育を推進します。</li> <li>小学校低学年における国語教育を充実させ、基礎学力としての言語能力の向上を図ります。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課
②学校教育における専門的な人材の配置・資質向上、勤務環境改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>市単独での支援教員や支援員等の配置、長野県教育委員会との連携により、各種専門的な人材を配置します。</li> <li>各校独自の教職員研修の支援により個々の教職員の資質向上を図るとともに、教育に加えて、医療、保健、福祉等の様々な分野の外部組織との連携体制の充実を図ります。</li> <li>「ペーパーレス会議、統合型校務支援システム等のICTの活用」、「時間割を見直して下校時間を早め、放課後の教職員の時間を確保する」等により、教職員の働き方改革を推進し、勤務環境の改善を図ります。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課
③メディアリテラシーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術を活用した教育環境を整備し、児童・生徒が情報に正しく向かい適切に利用できる力を育みます。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課
④ジェンダー教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会、地域、学校等で、多様な性のあり方についての啓発活動に取り組みます。</li> </ul>	人権政策課
⑤幼児期・学童期における多様な体験機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>学力・体力・道徳心向上のために、各園、小学校低学年で運動遊びを取り入れ、心身ともに健やかに成長するための支援を実施します。</li> <li>小諸の歴史的・文化的なお宝や自然の素晴らしさなどを楽しみながら体験する「ふるさと学習」を推進し、主体的な「学び」を促進します。</li> <li>切れ目ない読書習慣の形成、多様な子どもたちが利用しやすい読書環境の充実など、子どもの視点に立ち、読書活動を支援します。</li> <li>社会科見学、芸術鑑賞教室、職場体験などの行事、世代間交流等、全ての保育・教育活動を通して、児童・生徒の豊かな心や自己肯定感を育みます。</li> </ul>	教育委員会 文化財・生涯学習課 学校教育課 こども家庭支援課
⑥将来のライフデザインや就労のための教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校から中学校までの学びと活動の様子を児童・生徒自身が自分の記録を積み重ね、将来のキャリア形成の見通しをたてるための学習をします。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課
⑦子どもの学習・生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的に困難を抱えている小・中学校の子どもがいる世帯を対象に、無料の学習支援、日常生活習慣の形成、居場所の提供、体験活動を実施するとともに、保護者への相談支援を実施します。</li> </ul>	福祉課 (社会福祉協議会)

### 1-3 青年期の自立と自己実現の支援

青年期の就労と結婚をサポートする制度や体制を運営することで、多くの若者が社会的な自立や自己実現ができるよう支援します。

#### 1-3-1 就労支援

事業	実施内容	担当課
①就労・再雇用の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携した若者の雇用促進と就労支援に向けた、就職相談会や事業所視察会等を実施します。</li> <li>・ 佐久地域の高校と連携し、高校生に市内企業の情報提供を実施します。</li> <li>・ 市が運営する求人サイト「信州小諸ジョブセンター」を活用し、就労・再雇用の支援を実施します。</li> <li>・ 若者サポートステーション・シナノと連携し、日常生活、社会生活、経済的自立に向けた支援を実施します。</li> </ul>	商工観光課 こども家庭支援課 健康づくり課
②ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図るため、市民及び企業等に必要な情報を提供します。</li> <li>・ 働く保護者の多様な就業形態に合った保育への対応、児童クラブ、子どもセンター、児童館、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの充実等、子育てのための支援を行います。</li> </ul>	人権政策課 こども家庭支援課

#### 1-3-2 結婚支援

事業	実施内容	担当課
①結婚支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的結婚相談所の設置とともに、結婚を希望する者が相談しやすい場所となるよう、県の支援を受けて相談所の人材育成を行います。</li> <li>・ 県が実施する結婚サービス(ながの結婚マッチングシステム「NAGANO ai MATCH」)の周知を図ります。</li> </ul>	企画課
②結婚生活に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結婚に伴う新生活を経済的に支援する取組みを検討します。</li> </ul>	企画課

## 1-4 地域で子ども・若者の成長を支える仕組みづくり

少子化・核家族化・共働きの増加等が進む中で、多様化している子育て支援ニーズや子ども・若者を取り巻く困りごとに対応するため、相談窓口や支援制度の拡充、公共施設等の整備に取り組み、子ども・若者の成長を支える地域づくりを進めます。

### 1-4-1 様々な困りごとに対応できる相談窓口の拡充

事業	実施内容	担当課
①子育て家庭の多様な困りごとに対応する相談窓口の運営と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「こども家庭センター」の設置により、出産前から子育て期までの切れ目ない支援を実施するため、相談体制を強化します。</li> <li>相談体制についての情報を、子どもの成長の節目ごとに提供するよう努め、利用促進につなげます。</li> </ul>	こども家庭支援課 健康づくり課 福祉課 教育委員会 学校教育課
②子ども・若者が頼れる相談窓口・支援場所の運営と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な相談場所として、地域子育て支援拠点(子どもセンター「こもろっじ」)、児童館の運営及び相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>	こども家庭支援課
③妊娠・出産にかかる相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から出産・子育てまでの様々なニーズに対応した相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。</li> </ul>	健康づくり課
④支援機関・団体等とのネットワーク強化と情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者や子育て家庭の抱える困りごとに対応している様々な支援機関・団体等とのネットワーク強化を図るとともに、定期的な情報共有を通じてそれぞれの把握する課題や解決方法を共有し、地域全体として効果的な支援に取り組みます。</li> </ul>	こども家庭支援課

### 1-4-2 子育てや子どもの成長を地域で後押しする取組み

事業	実施内容	担当課
①家庭教育支援と地域教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うプログラムを実施し、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者及びその児童を支援します。</li> <li>地域における居場所づくりを、支援団体等と連携し進めます。</li> <li>児童館等における子どもの居場所づくりを推進します。</li> </ul>	こども家庭支援課
②子どもが気軽に安心して立ち寄れる居場所の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの居場所づくりに取り組む支援団体等と意見交換や情報提供等の連携を図ります。</li> </ul>	こども家庭支援課
③民生・児童委員、主任児童委員との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での日常的な見守りのほか、地域の人々の困りごとに対応し、困りごとの内容に応じて、専門機関や相談窓口へつなぎます。</li> </ul>	福祉課

### 1-4-3 子どもが安心して暮らせる都市基盤整備

事業	実施内容	担当課
①通学路・公園・公共施設等の安全性と快適性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設・児童施設等を安定して運営できるよう、別に定める施設改修計画に基づき、計画的な改修を実施します。</li> <li>・ 保育施設・児童施設等の LED 化改修工事を実施します。</li> <li>・ 芦原新校開校に伴う、児童クラブ等の整備を実施します。</li> <li>・ 通学路の交通安全を確保するため、各学校から上げられた通学路の危険箇所を学校、PTA、道路管理者、警察等の関係機関との合同点検を実施します。点検後、対策が必要な箇所は、対策方法を検討し実施します。</li> <li>・ 公園等の点検・整備を行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。</li> </ul>	こども家庭支援課 教育委員会 学校教育課 建設課 都市計画課



## 基本目標2 困難を抱える子ども・若者、子育て家庭への支援を 拡充する

### 【現状と課題】

本市では子育て家庭や子ども・若者の進学・就職に対する各種の支援や補助制度を運用しており、虐待等の問題へ対応できる体制もあります。

しかし、近年核家族化・共働きの増加が進んでいること、経済不況などの社会情勢の影響、地域コミュニティの希薄化等によって、全国的に経済的困窮をはじめとした様々な問題が子ども・若者を取り巻く環境の中で深刻化しています。本市においても、経済的に困窮する家庭において保護者が子どもを見る余裕がない、子育てに前向きな感情を持ってないといった状況があるとみられ、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭が社会的に孤立している恐れもあります。

今後は既存の支援や補助を継続することに加えて、困りごとを相談できる体制の強化や、様々な困難を抱えた子ども・若者、子育て家庭に気づき、必要な支援につなげることが求められます。

### 【数値目標】

指標	出典	基準値	目標値
児童福祉、ひとり親の相談受付件数	市統計	221人(実人数) (2023年度)	増加 (2029年度)
困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる割合 (当てはまる・どちらかといえば当てはまるの合計)	全国学力・学習状況調査	小学生:66.3% 中学生:60.5% (2024年度)	小学生:67.1% 中学生:67.5% (2029年度)
「幸せである」と思わない若者の割合 (そう思わない・どちらかといえば思わないの合計)	小諸市子ども・若者アンケート	若者:14.9% (2024年度)	若者:10.0%以下 (2029年度)

※「困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる割合」の目標値は、全国平均(2024年)に合わせる考え方のもと設定しています。

### 【関連計画】

- ・小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・小諸市健康づくり計画「げんき小諸21」
- ・小諸市障がい者プラン
- ・小諸市教育振興基本計画

## 【基本施策】

### 2-1 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援

子ども・若者が健やかに成長できない困難が生じているとき、その背景には家庭の経済的困窮をはじめ、家族の問題、社会問題など、複合的な問題があるケースが少なくありません。そこで子育て家庭への経済的支援を継続することに加え、様々な視点から問題解消が図れるよう相談体制の拡充や関係機関の連携を推進します。

#### 2-1-1 困窮家庭、ひとり親家庭等への経済的支援

事業	実施内容	担当課
①子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳誕生日後の最初に迎える3月31日まで(高校修了前)の児童を養育している方に、児童手当を支給します。</li> <li>・ 18歳誕生日後の最初に迎える3月31日まで(高校修了前)の児童に医療費の一部を給付します。</li> <li>・ 3歳未満児の保育料について、子ども多子世帯及び低所得世帯の保育料を半額又は無償化します。</li> </ul>	こども家庭支援課 福祉課
②ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父母の離婚等の理由により、父又は母と生計を別にして18歳誕生日後最初に迎える3月31日(高校修了前)の児童(一定の障がいがある児童の場合20歳まで)を養育する方に、所得に応じた児童扶養手当を支給します。</li> <li>・ 18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高校等に在学・在校中の児童及びその児童を扶養している方に、医療費の一部を給付します。(所得制限等の要件があります。)</li> <li>・ ひとり親家庭の養育費を確保するため、公正証書の作成費用にかかる経費の一部を補助します。</li> <li>・ 母子・父子自立支援員を中心に就労支援員やハローワークと連携し、ひとり親家庭等の保護者就労支援を行います。</li> <li>・ 就業の向上・安定に向けた資格取得費用(高等職業訓練給付金・自立支援教育訓練給付金)を補助します。</li> <li>・ ひとり親家庭の子どもの就学・進学支援をするため、大学受験料、模試費用等を補助します。</li> </ul>	こども家庭支援課
③保育・教育にかかる費用への補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満児の保育料について、多子世帯及び低所得世帯の保育料を半額又は無償化します。(再掲)</li> <li>・ ひとり親家庭の子どもの就学・進学支援をするため、大学受験料、模試費用等を補助します。(再掲)</li> <li>・ 経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学用品費の就学に必要な経費の一部を援助します。(就学援助費)</li> </ul>	こども家庭支援課 福祉課 教育委員会 学校教育課

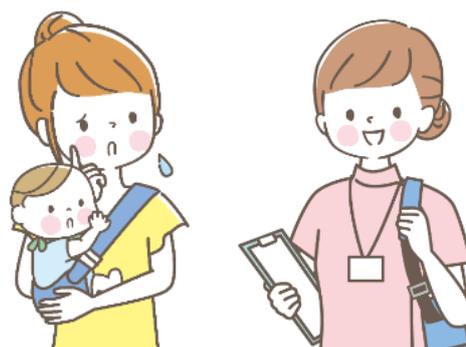
事業	実施内容	担当課
④奨学金制度の運用	・ 高等学校及び大学等へ進学するための奨学金を貸与及び給付します。	教育委員会 学校教育課

### 2-1-2 貧困状況にある子どもへの支援

事業	実施内容	担当課
①生活困窮家庭の子どものための相談支援	・ 子どもや保護者の心身の状況や養育環境を把握しながら、必要に応じた支援やサービス等につなげます。	こども家庭支援課 福祉課

### 2-1-3 児童虐待の防止とヤングケアラー支援

事業	実施内容	担当課
①親子関係形成支援事業、子育て世帯訪問事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うプログラムを実施し、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者及びその児童を支援します。</li> <li>・ 家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家庭や養育環境を整え、虐待等を未然に防ぐため、訪問支援員による子育て世帯訪問事業を実施します。</li> </ul>	こども家庭支援課
②関係機関と連携した虐待の早期発見	・ 要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携した適切な支援を実施します。	こども家庭支援課
③虐待等により家庭から孤立した子ども・若者の居場所の整備	・ 様々なニーズに対応するため、民間の子育て支援団体と連携を図り、情報共有の機会の確保や広報啓発等を実施します。	こども家庭支援課
④ヤングケアラーへの支援	・ ヤングケアラーの社会的認知度向上のため、周知を図るとともに、支援者との連携を図り、相談体制を構築します。	こども家庭支援課



## 2-2 困難を抱える子ども・若者への個別支援

子ども・若者一人ひとりの抱える困難としては、発達特性、いじめ、日本語習得の困難など多岐にわたります。それぞれの困難に対して専門的な見地から支援し、一人ひとりの成長の機会が損なわれることのないよう努めます。

### 2-2-1 障がい・発達特性のある子ども・若者とその家庭への支援

事業	実施内容	担当課
①関係機関と連携した、障がい・発達特性の早期発見と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児とその家族に対して、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、身近な地域で適正な支援が受けられるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。</li> </ul>	福祉課 健康づくり課
②障がい・発達特性のある子ども・若者とその家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神、知的又は身体障がい(内部障がいを含む)で、政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童について、特別児童扶養手当を支給します。</li> <li>小諸市児童発達支援センター「小諸市ひまわり園」で、地域の障がい児やその家族からの相談及び障がい児を預かる施設等への援助、助言を実施し、児童の発達を支援します。</li> <li>障がい児、医療的ケア児等の保育所等での受入れ体制の充実を図り、子どもや子育て家庭の多様なニーズに応じた保育の提供体制を確保します。</li> </ul>	福祉課 健康づくり課 こども家庭支援課

### 2-2-2 外国にルーツのある家庭・子どもへの支援

事業	実施内容	担当課
①外国籍等の市民の日本語学習の支援・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の講座、広報紙などを通じて、「やさしい日本語」を普及するなど、学習・啓発活動を進めます。</li> <li>外国籍等の市民が日常生活に必要な日本語を学ぶ教室及び日本語学習を支援するセミナーを開催します。</li> </ul>	人権政策課

### 2-2-3 ひきこもりの予防と自立支援

事業	実施内容	担当課
①不登校への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校と連携しながら、不登校、ひきこもり児童・生徒への自立・学習支援、体験活動を教育支援センターにおいて実施します。</li> </ul>	教育委員会 学校教育課
②ひきこもり等に対する相談窓口の周知と家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、不登校やひきこもり等の困難を抱える子どもや若者の相談支援を行います。</li> <li>ひきこもり等の孤立リスクを抱えた若者に対し、訪問や通所を通して孤立の解消及び自立支援のため、社会生活支援事業を実施します。</li> </ul>	こども家庭支援課 教育委員会 学校教育課 健康づくり課

## 2-2-4 子ども・若者の自殺対策と犯罪予防

事業	実施内容	担当課
①こころの健康づくりの推進及び相談体制の整備と関係機関の連携(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困ったときに声を出し、周囲に助けを求めることができるようにするため「SOSの出し方に関する教育」を実施します。</li> <li>・ 子どもの変化に気づき、対応できるよう関係機関と連携し細やかな相談体制の充実に努めます。</li> <li>・ こころの不調があるときの対応及び相談窓口について周知します。また、複合的な課題を抱える子ども・若者や家庭を支援する窓口についてわかりやすく周知します。</li> <li>・ 身近な人の悩みに気づき、傾聴し、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう「ゲートキーパー養成講座」を開催します。</li> </ul>	健康づくり課 こども家庭支援課
②子どもを犯罪から守る取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年補導委員の協力のもと、登下校時の巡回活動を定期的に実施します。</li> </ul>	こども家庭支援課



## 基本目標3 子育てにかかる家庭負担を軽減する

### 【現状と課題】

本市では子育て支援ニーズに応じて、各種支援サービス事業を実施しています。

近年は少子化が進み、子育て支援事業の利用ニーズが減少している部分もありますが、一方で保護者のフルタイム就労の割合の増加などを背景に、利用ニーズが増加・多様化している部分もみられます。

また、共働きが増加している一方で、子育ての負担の母親への偏りがみられます。また親や隣人を以前より頼りにくくなっていると思われることなど、子育ての負担が以前より重くなっているケースがあることも懸念されます。

今後は、こうした近年の状況を踏まえて、多様な利用ニーズに質・量ともに応じられるよう支援サービス事業の実施内容の柔軟化・拡充を図り、子育ての負担軽減をさらに推し進めることが求められます。また、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進など、社会全体として子育てしやすい環境づくり・意識醸成に取り組むことも重要です。

### 【数値目標】

指標	出典	基準値	目標値
子育てしやすい環境の満足度 (満足・やや満足の割合)	こもろ・まちづくり市民意識調査	15.5% (2023年度)	20.0% (2028年度)
小諸市の子育て環境や支援への満足度(高い・やや高いの割合)	小諸市保護者アンケート調査	未就学保護者:10.9% 小中学生保護者:10.0% (2024年度)	未就学保護者:20.0% 小中学生保護者:20.0% (2029年度)
子育てを主に行っている人が「父母ともに」の割合	小諸市保護者アンケート調査	未就学保護者:56.4% 小中学生保護者:54.5% (2024年度)	未就学保護者:増加 小中学生保護者:増加 (2029年度)

### 【関連計画】

- ・小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・小諸市健康づくり計画「げんき小諸21」
- ・小諸市食育推進計画
- ・小諸市障がい者プラン
- ・小諸市教育振興基本計画
- ・小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画
- ・男女共同参画こもろプラン

## 【基本施策】

### 3-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠期から出産までの母子の健康支援や情報提供を充実させ、安心して子どもを産める環境をつくります。また、近年のニーズに応じて、保育をはじめ各種の子育て支援サービスの質・量を確保することで、子育てにおける母親や家庭の負担軽減に努めます。

#### 3-1-1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

事業	実施内容	担当課
①不妊治療及び不育症治療費助成事業	・ 不妊及び不育症治療を受けている夫婦に対し治療に要した医療費の一部を助成します。	健康づくり課
②妊産婦の健康診査の実施	・ 妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠届提出者に妊産婦健康診査受診券を交付し受診を勧奨します。	
③妊婦・両親教室の実施	・ 安心安全な出産に向けた妊婦・両親教室を実施します。	
④新生児聴覚検査	・ 新生児の聴覚の異常を早期に発見し、早期支援を行うため、妊娠届提出者に受診券を交付し受診を勧奨します。	
⑤1か月児健診	・ 疾病や異常の早期発見や乳児の健康保持及び増進のため、出生届提出者に受診券を交付し受診を勧奨します。	
⑥乳児家庭への全戸訪問の実施	・ 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、支援情報提供や養育環境等を把握し、必要な支援を実施します。	
⑦産後ケア事業の実施	・ 1歳未満の乳児を対象に、母乳相談や母体の健康、育児不安等に対する助産師の相談費用を助成します。 ・ 4か月までの乳児と母親を対象に、母体の休息や育児支援のため産後ショートステイ費用の一部を助成します。 ・ 退院直後の母子の心身ケアや育児サポートを行います。 ・ 産後うつ予防や新生児への虐待予防等の観点から、アンケートで支援の必要な妊産婦を把握し、支援します。	
⑧母子栄養食品(粉ミルクの支給)	・ 経済的な理由により栄養摂取に援助を必要とする世帯に属する乳幼児に対して、粉ミルクを支給します。	
⑨4か月児、10か月児、1歳6か月児(1歳8か月児対象)、3歳児(3歳3か月児対象)健診の実施	・ 身体測定、内科診察、歯科診察、育児・発達相談、食生活相談等、月齢に応じた健診を実施します。 ・ ブックプレゼントや絵本の読み聞かせ、保育士による遊びを実施し、乳児の健やかな成長を支援します。	
⑩離乳食教室(8か月児対象)	・ 離乳食について栄養士や保健師等の相談を実施します。	
⑪親子のびのび教室	・ 1歳6か月児健診後の子どもを対象に、専門スタッフがその子にあった関わりを見つけていく支援をします。	
⑫子育て2歳児教室(2歳6か月)	・ おやつを試食、歯の染め出し、親子遊び、絵本の読み聞かせ、栄養士・歯科衛生士・保育士等の相談を実施します。	

事業	実施内容	担当課
⑬予防接種事業	・ 病気の種類ごとに定められた定期予防接種について、対象者や接種機会を逃さないように、「予防接種と子どもの健康」(予防接種の説明書)を配布するとともに、健診時等に周知を行います。	健康づくり課
⑭発達育児心配ごと相談	・ 運動発達や言語の遅れ、多動等成長発達に関すること、子どもへの接し方、育児に関することについて、専門スタッフによる相談を実施します。	
⑮保育園・幼稚園巡回相談	・ 各園と連携しながら、保健師や相談員が市内全保育園、幼稚園へ訪問し、成長発達、就学に関する相談を実施します。	

### 3-1-2 教育・保育サービスの充実(※)

事業	実施内容	担当課
①教育・保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者ニーズに対応した保育の確保を図るとともに、子どもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取り組みを進めます。</li> <li>・ 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応します。</li> </ul>	こども家庭支援課
②延長保育事業の実施		
③一時預かり事業の実施		
④病児・病後児保育事業の実施		
⑤幼児教育の推進	・ 家庭及び地域、幼稚園、保育園、小学校の関係者が連携し、幼児教育推進委員会を開催し、スタートカリキュラム作成や入学児保護者向けリーフレット内容の検討など幼保小の連携を図ります。	教育委員会 学校教育課

※教育・保育サービスの詳細とそれぞれのサービスの利用ニーズや対応策については、第5章にまとめて記述します。



### 3-1-3 子育て支援サービスの充実(※)

事業	実施内容	担当課
①利用者支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全ての子どもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組みや、家族支援・地域の子育て支援の取組みを進めます。</li> </ul>	こども家庭支援課 健康づくり課
②地域子育て支援拠点事業の実施		
③子育て支援に関する情報提供の充実		
④ファミリーサポートセンター事業の実施		
⑤養育支援訪問事業の実施		
⑥子育て短期支援事業の実施		
⑦親子関係形成支援事業の実施		
⑧乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施		

※子育て支援サービスの詳細とそれぞれのサービスの利用ニーズや対応策については、第5章にまとめて記述します。

## 3-2 子育てのしやすい社会づくり

核家族化やフルタイム就労の増加などから、子育てにかかる負担が大きくなりがちな状況を踏まえて、男女(父母)がともに子育てに関わることや、仕事と子育ての両立などについて、幅広い住民や企業への啓発や指導を行い、子育てのしやすい社会づくりに取り組みます。

### 3-2-1 社会全体で子どもを育てる環境づくり

事業	実施内容	担当課
①男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ等に男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図ります。</li> <li>・ 子どもたちが、男女共同参画づくりについて正しく理解でき、また性別によって進路選択の幅が狭まれないよう、適切な学習、指導に努めます。</li> </ul>	人権政策課 教育委員会 学校教育課
②育休取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休暇制度の普及、休暇の取得促進するため、情報提供の充実を図ります。</li> <li>・ 男性の育児休暇の取得を促進するため、講演会を開催します。</li> <li>・ 関係機関と連携し、子育て等の悩みについて、適切な助言等を受けられる相談体制の整備に努めます。</li> </ul>	人権政策課 こども家庭支援課
③ワーク・ライフ・バランスの推進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図るため、市民及び企業等に必要な情報を提供します。</li> </ul>	人権政策課

## 第5章 子ども・子育て支援事業の確保方策

### 1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本市においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全市を1区域として設定します。

#### (2) 教育・保育を提供する施設

##### 【幼稚園】

区分	名称	住所	定員
私立	暁の星幼稚園	小諸市田町 2-3-33	90名
	小諸野岸幼稚園	小諸市与良町 2-9-13	130名
	しらかば幼稚園	小諸市甲 1812-2	120名

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3～5歳

##### 【認可保育園】

区分	名称	住所	定員
公立	美里保育園	小諸市市 662-10	90名
	東保育園	小諸市八満 70	100名
	南保育園	小諸市御影新田 1265-1	150名
	千曲保育園	小諸市山浦 3190-1	60名
	西保育園	小諸市滋野甲 907-1	45名
	南城森の保育園	小諸市甲 1991	120名
私立	ポッポの家保育園	小諸市与良町 3-3-5	55名

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5歳

### 【認定こども園】

区分	名称	住所	定員
私立	(幼保連携型) 小諸幼稚園	小諸市三和 1-5-16	80名
	(保育所型) さくら保育園	小諸市六供 1-7-1	99名
	(幼稚園型) みすず幼稚園	小諸市東雲 3-15-4	165名

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設	0～5歳

### 【小規模保育事業所】

区分	名称	住所	定員
私立	ひなたぼっこ	小諸市東雲 3-15-4	19名

#### 地域型保育の種類と内容

種類	利用定員	事業主体	実施場所
小規模保育	6～19人	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
家庭的保育	5人以下	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
居宅訪問型保育		市町村、民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育*		民間事業者等	事業所

\*従業員の子どもに加えて、自治体の認可を受けて地域住民の保育を必要とする子どもにも施設を提供するもの。

## (3) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設の利用を希望する場合には、保育の必要性について市町村による認定を受ける仕組みとなっています。認定区分は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業	対象施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼児教育のみを希望する就学前児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園 地域型保育所

保育所などで保育を希望される場合の保育認定（2号、3号）の認定にあたっては、以下の2点を勘案して行います。

保育を必要とする事由	就労	全ての就労(市では就労の下限時間を 64 時間/月に設定)
	就労以外	妊娠・出産、保護者の疾病・負傷・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、育児休業取得時で既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合、その他、上記に類する状態として市長が認める場合
保育の必要量	標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間(11 時間の開所時間に相当)
	短時間	パートタイム就労を想定した利用時間(8時間の開所時間に相当) 求職、育児休業中、又はそれらに類するものとして市長が認める場合

#### (4) 各歳別の推計人口

令和6(2024)年4月1日の小諸市住民基本台帳における実数をベースにして、国立社会保障・人口問題研究所の生残率、純移動率、子ども女性比、各年20-44歳の女性人口を用い、計画期間中の各歳別の子ども人口を以下のとおり推計しています。

年齢	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	194	190	186	183	179
1歳	204	195	191	187	184
2歳	245	205	196	192	189
3歳	288	247	206	197	194
4歳	284	289	248	208	199
5歳	262	285	291	250	209
6歳	302	263	287	293	251
7歳	307	301	265	289	295
8歳	296	306	301	266	290
9歳	289	295	306	301	268
10歳	330	288	295	306	300
11歳	341	329	288	295	305

## (5) 量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと確保方策について、以下のとおり設定します。

### ① 1号認定

〈実績〉

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
3-5歳教育のみ	434	454	411	376	363

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
3-5歳 教育のみ	量の見込み	388	383	348	305	280
	確保方策	388	388	388	388	388

出生数は減少していますが、家庭におけるニーズの高まりもみられるため、実績を踏まえて、推計人口に令和2～6(2022～2024)年度における人口に対する入所者割合の平均を乗じて量の見込みを算出しています。最も多く見込んでいる令和7(2025)年度の量に、既存施設で対応できるため、計画期間中はこの量に対応することとして、確保方策の値を設定しています。

### ② 2号認定

〈実績〉

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
3-5歳幼稚園利用					
3-5歳保育利用	383	449	463	465	465

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
3-5歳 幼稚園利用	量の見込み					
	確保方策					
3-5歳 保育利用	量の見込み	543	535	486	427	391
	確保方策	543	543	543	543	543

出生数は減少していますが、家庭におけるニーズは高まっており、実績もやや増加傾向にあります。そこで推計人口に令和2～6(2022～2024)年度における人口に対する入所者割合の最大値を乗じて量の見込みを算出しています。最も多く見込んでいる令和7(2025)

年度の量に、既存施設で対応できるため、計画期間中はこの量に対応することとして、確保方策の値を設定しています。

### ③ 3号認定

〈実績〉

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	56	50	65	62	52
1・2歳	247	251	244	266	271

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	量の見込み	60	60	60	60	60
	確保方策	60	60	60	60	60
1・2歳	量の見込み	271	271	271	271	271
	確保方策	271	271	271	271	271
(うち)1歳	量の見込み	128	128	128	128	128
	確保方策	128	128	128	128	128
(うち)2歳	量の見込み	143	143	143	143	143
	確保方策	143	143	143	143	143

実績は年度ごとに変動がありますが、横ばい又は増加傾向にあります。核家族化や保護者の働き方の多様化等により、低年齢での入所希望が増加している状況です。そこで令和6(2024)年度の実績値を基に量を見込み、その利用に対応できる体制を確保することとして、保育士の確保に努め、ニーズに対応できる環境を整えます。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 実施事業一覧

本市では、国の基本指針等に基づき、以下の地域子ども・子育て支援事業を実施します。

対象事業		事業概要
①	利用者支援事業	保育所・認定こども園・幼稚園等の施設や地域の子育て支援に関する情報について、子どもや保護者が適切にサービスを選択し利用できるよう提供します。
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業です。
③	妊婦健康診査	妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査等を実施する事業です。
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭に適切な養育の実施を確保するための事業です。
⑥	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑦	ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、預かり等の援助を希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑧	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
⑨	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所・認定こども園等において保育を実施する事業です。
⑩	病児・病後児保育事業	病気療養中や回復期の子どもで、集団保育や保護者による保育が困難な際に、病院・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。
⑪	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑫	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	副食費(おかず・おやつ)、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
⑬	産後ケア事業	出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。
⑭	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家事支援や育児支援を行い、養育環境を整える事業です。
⑮	親子関係形成支援事業	要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築のため、子育て支援プログラム等を通じた支援を行う事業です。
⑯	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から3歳未満の子どもが保育所などを利用できる事業です。

## (2) 量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと確保方策について、以下のとおり設定します。

### ① 利用者支援事業

こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の両機能の連携を強化し、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、子育ての相談対応や児童虐待防止をはじめ、子ども、子育て家庭への切れ目のない支援を行います。

〈実績〉

(単位：箇所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
母子保健型／こども家庭センター型(令和6年度より)	1	1	1	1	1

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：箇所)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
合計	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
基本型・ 特定型	量の見込み					
	確保方策					
こども家庭 センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

こども家庭センターは、児童福祉部門は「こども家庭支援課」、母子保健部門は「健康づくり課」、障がい児や貧困に関する部門は「福祉課」、教育に関する部門は「教育委員会学校教育課」が連携・協働し、相談支援を実施しています。今後も現状の体制を継続して実施します。

### ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業です。本市では以下の支援を行っています。

- ・ 日常の子育てに関する疑問や悩みについての相談は、常時、専門のスタッフが対応します。子育ての相談は、必要に応じてこども家庭センターや他の専門機関とも連携を取り合います。
- ・ 保護者同士で情報交換を行ったり、保護者が子どもと一緒に気軽に交流したり学んだりできる機会を提供します。

- ・ 親子で参加できるイベントや子どもの育ちを学ぶ講座、講演会、講習等を行います。

〈実績〉

(単位：人回/月、箇所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用者数	199	327	294	365	389
施設数	1	1	1	1	1

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人回/月、箇所)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	389	389	389	389	389
確保方策	389	389	389	389	389
施設数	1	1	1	1	1

利用ニーズは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時期低下しましたが、その後利用形態を変更し利用人数が増加しています。出生数の減少に伴う対象利用人数は減少が見込まれるものの、核家族化等の変化によって相談ニーズの増加が見込まれることから、今後も子どもセンター「こもロッジ」における事業を継続していきます。

### ③ 妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査等を実施する事業です。

健診の費用面での支援を実施するとともに、妊娠期にはこども家庭センターにおいて妊娠、出産、育児に関する不安等を解消するための相談等を実施し、安心して出産できるよう支援します。

〈実績〉

(単位：人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	5,552	5,405	4,853	4,223	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	3,880	3,800	3,720	3,660	3,580
確保方策	3,880	3,800	3,720	3,660	3,580

0歳児の推計人口×令和5(2023)年度の平均健診受診回数20回を基に量を見込んでいます。健診の費用面での支援を実施するとともに、妊娠期にはこども家庭センター(健康づくり課)において妊娠・出産・育児に関する不安等を解消するための相談等を実施し、安心して出産できるよう支援します。

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〈実績〉

(単位：人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	265	268	269	208	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	194	190	186	183	179
確保方策	194	190	186	183	179

0歳児の推計人口を基に量を見込んでいます。今後も全ての乳児を対象として各家庭を訪問し、家庭の状況に応じた指導、育児支援に努めます。

#### ⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭に適切な養育の実施を確保するための事業です。

〈実績〉

(単位：実人数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	3	3	8	13	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：実人数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	13	13	13	13	13
確保方策	13	13	13	13	13

令和2～5(2020～2023)年度までの実績の最大値で量を見込んでいます。関係機関との連携を密に行うことで、要支援者を発見し、虐待等を未然に防げるよう必要な支援を行います。

## ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

〈実績〉

(単位：延べ人/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	0	1	0	1	2

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：延べ人/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

市内では受入れ施設がなく、市外の児童福祉施設への委託により事業を実施しています。令和2～6(2020～2024)年度までの実績の最大値で量を見込んでいます。セーフティネットの不可欠な事業として、現状の体制を継続して実施していきます。

## ⑦ ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〈実績〉

(単位：延べ人数/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
未就学児童	45	195	137	87	
小学生	2	0	52	111	
合計	47	195	189	198	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：延べ人/年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
未就学児童	量の見込み	87	87	87	87	87
	確保方策	87	87	87	87	87
小学生	量の見込み	111	111	111	111	111
	確保方策	111	111	111	111	111
合計	量の見込み	198	198	198	198	198
	確保方策	198	198	198	198	198

令和2～5(2020～2023)年度までの実績の最大値で量を見込んでいます。小諸市社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。今後も、継続的に事業を実施し、利用会員の増員を図りながら活動を促進します。

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と保育所等における一時預かりがあります。

〈実績〉

(単位：人日/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
幼稚園型	0	20,675	22,236	16,311	
幼稚園型 I・II 以外	400	125	183	346	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人日/年)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
幼稚園型	量の見込み	22,236	22,236	22,236	22,236	22,236
	確保方策	22,236	22,236	22,236	22,236	22,236
幼稚園型 I・II 以外	量の見込み	400	400	400	400	400
	確保方策	400	400	400	400	400

幼稚園型は私立幼稚園2園で実施、幼稚園型 I・II 以外は公立4園、私立園1園、認定こども園1園で実施しています。出生数は減少を見込んでいますが、保護者の働き方の多様化等に伴って利用ニーズが高くなっているため、令和2～5(2020～2023)年度までの実績の最大値で量を見込んでいます。保育士等の確保に努めながら継続して事業を実施します。

## ⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

〈実績〉

(単位：人/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	291	374	387	340	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	387	387	387	387	387
確保方策	387	387	387	387	387

公立6園、私立1園、認定こども園3園、小規模保育所1園で実施しています。コロナ禍後は利用者数が増加しており、働き方の多様化等から今後も同水準での利用が想定されるため、令和2～5(2020～2023)年度までの実績の最大値で量を見込んでいます。保育士等の確保に努めながら継続して事業を実施します。

## ⑩ 病児・病後児保育事業

病気療養中や回復期の子どもで、集団保育や保護者による保育が困難な際に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士及び看護師が一時的に保育する事業です。

〈実績〉

(単位：延人日/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	2	41	32	60	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：延人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

複合型中心拠点誘導施設内において、民間事業者へ委託し市内での事業を行っています。令和2～5(2020～2023)年度における最大値に対応できる量を見込んでいます。既

存の施設で十分対応できるため、今後も民間事業者と連携し、利用促進に向けた情報発信を行いながら事業を継続して実施していきます。

## ⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

児童クラブは、保護者が就労等により、放課後保育に欠ける児童に対し保護者に代わり健全な育成を図るために保育を行う施設で、現在は、坂の上クラブ、野岸クラブ、ちくまキッズクラブで実施しています。

〈実績〉

(単位：登録人数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
低学年	71	62	61	68	69
高学年	23	25	18	26	24
合計	94	87	79	94	93

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：登録人数)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
低学年	量の見込み	69	69	69	69	69
	確保方策	69	69	69	69	69
高学年	量の見込み	25	25	25	25	25
	確保方策	25	25	25	25	25
合計	量の見込み	94	94	94	94	94
	確保方策	94	94	94	94	94

共働き家庭の増加により一定水準での利用が続いています。令和2～6(2020～2024)年度における最大値に対応できる量を見込み、今後も既存施設で事業を継続して実施していきます。

なお、令和10(2028)年度に芦原新校の開校が予定されているため、開校に併せた放課後児童クラブの設置、運営等については今後検討していきます。

## ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

幼稚園保護者等の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、副食費（おかず・おやつ）、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

〈実績〉

(単位：実人数/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	57	65	3	2	4

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

市内の幼稚園は、令和4(2022)年度から子ども・子育て支援新制度に移行したため、同年度以降は利用人数が減少しています。そのため令和4～6(2022～2024)年度における最大値に対応できる量を見込んでいます。今後も子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園(市外園)に通う児童のうち低所得世帯及び多子世帯について、副食費に要する費用の補助を継続して実施していきます。

## ⑬ 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。産後間もない時期から産婦の心身のケア、授乳指導、育児に関する指導等の育児サポートを必要とする方が対象となります。

〈実績〉

(単位：人日/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実績	62	17	28	37	

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策	75	75	75	75	75

利用見込み産婦数 15 人×平均利用日数 5 日として量を見込んでいます。支援を必要とする方へサービスが提供できるよう、医療機関等とも連携して支援体制を整え、事業を継続します。

#### ⑭ 【新】子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家事支援や育児支援を行い、養育環境を整える事業です。

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	144	144	144	144	144
確保方策	144	144	144	144	144

利用見込み世帯3世帯×月4回×12ヶ月として量を見込んでいます。支援を必要とする方へサービスが提供できるよう、関係機関等とも連携して支援体制を整え、事業を継続します。

#### ⑮ 【新】親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築のため、子育て支援プログラム等を通じた支援を行う事業です。

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

グループで実施するプログラムを原則とし、定員 10 名×2 回のコースを開催する量を見込んでいます。

## ⑩ 【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルを踏まえた支援を強化することを目的に、保護者の就労要件にかかわらず0歳6か月から3歳未満の未就園の子どもが時間単位で保育施設等を利用できる事業です。

〈量の見込み・確保方策〉

(単位：人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	0	1,752	1,704	1,668	1,632
確保方策	0	1,752	1,704	1,668	1,632

推計人口をもとに量を見込んでいます。令和8(2026)年度から一部の公立保育園を活用し、利用者ニーズに対応できるよう、保育士の確保に努め、事業を実施していきます。



## 第6章 計画の推進と進捗管理

### (1) 推進にあたっての考え方

#### ①切れ目なく横断的な推進

だれもが健やかに成長できる環境をつくるには、ライフステージや支援対象、担当部署などによって支援に切れ目が生じたり、そのために子ども・若者が家庭や社会で孤立したりするような状態になることを避けなければなりません。

本市では令和6(2024)年度に設置した小諸市こども家庭センターがひとつの核となり、関係する部署や機関等との連携のもと、切れ目なく横断的に計画を推進します。

#### ②家庭、学校、地域、支援組織等との協働

子ども・若者への支援施策を効果的に進めるには、子ども・若者が成長する中で関わりを持つ家庭、学校、様々な地域コミュニティや団体、支援組織等、幅広い主体の力が不可欠です。本市は積極的にこうした主体との情報共有や連携を図るとともに、そうした活動や支援の取組みを広く住民と共有し、協働による計画推進に努めます。

#### ③国や県との連携

国や長野県との連携も密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

### (2) 進捗管理

本計画の進捗は、「小諸市子ども・子育て会議」において年度ごとの実施状況、成果、課題等を確認し、評価検証を行うことで管理します。

進捗や成果が思わしくない事業があった場合や、社会情勢の変化等によって新たに対応しなければならない問題が生じた場合などは、適宜事業の見直しや新規立案を行うことで、計画の実効性を担保します。

## 用語解説

### 【あ行】

SOS の出し方に関する教育	命や暮らしの危機に直面したとき、だれにどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育。
----------------	--

### 【か行】

核家族	夫婦や親子だけで構成される家族。
確保方策	子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みをもとに策定した、必要な施設数や事業量の整備計画。
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所を指す。
こども家庭センター	令和6(2024)年4月に設置。小諸市において、児童福祉部門は、こども家庭支援課こども家庭相談係が担当、母子保健部門は、健康づくり課保健予防係が担当し、連携して子どもに関する総合的な相談を受け付ける。
子どもセンター「こもロッジ」	地域の子育て支援の拠点として、0歳～就学前の乳幼児とその保護者が楽しく遊ぶ子育て支援と小中高生が利用する児童館機能を兼ねた施設。親子で参加できるイベントの開催や、子育てに関する情報の提供、相談の受け付け等を実施している。
小諸市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条で規定された「審議会その他の合議制の機関」で、小諸市子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、市における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすものとして設置した。 本市のように、条例で設置した場合、関係者が政策プロセス(PDCA サイクル)に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能するために設置している。

【さ行】

<p>児童館</p>	<p>児童福祉法第 40 条に規定されている児童厚生施設の一つ。地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的としている。</p>
<p>児童クラブ (放課後児童クラブ)</p>	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るための事業。児童館をはじめ、学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設などで実施されている。地域により学童保育、学童クラブ、児童クラブ等の名称が使われている。</p>

【た行】

<p>地域型保育</p>	<p>国の基準に沿って市町村が認可する小規模な保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)。</p>
<p>特定教育・保育施設</p>	<p>教育・保育施設の中で、子ども・子育て制度において施設型給付を受ける施設のこと。私立幼稚園の中で、施設型給付を受けず、従来の財政措置を選択する場合は含まれない。なお、施設型給付とは子ども・子育て支援制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する共通の財政措置のこと。ただし、幼稚園は従来の財政措置との選択が可能。</p>

【な行】

<p>認定こども園</p>	<p>教育・保育を一体的に行う(幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ)施設。事業運営の形態により、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4タイプにわかれている。また、全ての子育て家庭に対して相談事業や交流の場の提供などの子育て支援を行う。</p>
---------------	---

【は行】

発達特性	得意なことや苦手なことなど、生まれつきその人に備わっている性質・傾向。本計画の中では、その特性によって困難さが生じている場合を特に指す。
保育所	児童福祉法に定められた保育施設。保護者の就労や疾病等の理由により保育が必要な子を預かり、保育を行うことを目的とする。0歳から就学前までの子が対象。
保育認定	子ども・子育て制度において、保護者が保育所・幼稚園・認定こども園などの利用を希望する際、市町村が保育の必要性を認定する。子どもの年齢や保護者の就労状況、疾病状況など客観的な基準に基づいて、1号認定から3号認定に区分され、認定区分によって利用できる施設等が異なる。

【ま行】

メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力（特に、情報の読み手との相互作用的コミュニケーション能力）の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
-----------	---

【や行】

ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。「こども大綱」でも支援をするとされている。
養育支援	育児ストレスや産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭など、様々な原因で子の養育が困難となっている家庭に対して、個々の過程が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るための支援。関係機関と連携を図りながら、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な指導助言等を実施する。
幼稚園	学校教育法に定められた教育施設。幼児の年齢に合った環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。満3歳から就学前までの子が対象。長時間預かり、長期休み中の預かりも実施している。

<p>要保護児童対策地域協議会</p>	<p>虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當な児童）の早期発見や適切な保護を図るため、多数の関係機関の円滑な連携・協力により、その子ども等に関する情報や考え方を共有し適切な対応をしていくため設置する協議会。</p>
---------------------	---

【ら行】

<p>量の見込み</p>	<p>ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかのサービス見込み量。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本としている。</p>
--------------	---

【わ行】

<p>若者サポートステーション・シナノ</p>	<p>厚生労働省委託の就職支援機関。15歳～49歳の就職を目指している人を無料でサポートしている施設（地域若者サポートステーション）。長野県内には、ながの若者サポートステーション（長野市）、若者サポートステーション・シナノ（上田市）、しおじり若者サポートステーション（塩尻市）の3カ所があり、運営団体や支援体制が各々異なる。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを意味する。</p>

# 資料編

## 1. 当事者意見の聴取

こども基本法では、こども施策の策定・実施・評価にあたって、子ども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められています。この考えのもと、本計画の策定にあたっては以下の方法で当事者意見の聴取を行いました。

### (1) 保護者アンケート

#### ■未就学児保護者アンケート

対象	0歳～小学校未就学の子どもの保護者
実施方法	郵送及び各園にて調査票を配布し、紙調査票の返送又は Web フォームによる回答を受け付けた。
期間	令和6(2024)年7月17日～8月20日
配布数	1,230 世帯
回収数	623 世帯(回収率 50.7%)

#### ■就学児保護者アンケート

対象	小学生から高校生等の子どもの保護者
実施方法	郵送にて調査票を配布し、紙調査票の返送又は Web フォームによる回答を受け付けた。
期間	令和6(2024)年7月17日～8月9日
配布数	1,250 世帯
回収数	442 世帯(回収率 35.4%)

### (2) 子ども・若者アンケート調査

#### ■子どもアンケート

対象	小学校5年生、中学生2年生
実施方法	小学校・中学校にて Web フォームによる回答を依頼した。
期間	令和6(2024)年7月5日～7月19日
配布数	694 人
回収数	475 人(回収率 68.4%)

#### ■若者アンケート

対象	15歳～39歳の若者
実施方法	郵送配布し、紙調査票の返送又は Web フォームによる回答を依頼した。
期間	令和6(2024)年8月5日～8月25日
配布数	1,250 人
回収数	356 人(うち、Web フォームによる回答は 221 人)(回収率 28.5%)

### (3) 児童扶養手当受給者アンケート調査

対 象	市内在住の児童扶養手当受給者
実施方法	対象者に直接、Web フォームでの調査への回答を依頼した。
期 間	令和6(2024)年8月9日～8月25日
配布数	439 人
回収数	261 人(回収率 59.5%)

### (4) Webフォームによる子ども・若者意見聴取

対 象	小学生～39歳まで
実施方法	意見聴取 Web フォームを開設し、チラシ等で回答を依頼した。
期 間	令和6(2024)年7月5日～8月5日
回答者数	59 人

### (5) ワークショップによる小中学生の意見聴取（子ども・若者意見ひろば）

	日時・場所	場所	対象者	募集方法	参加者数
1	2024年10月21日(月) 13時30分～15時00分	水明児童館	水明児童館に通う小学校4～6年生	開催通知を児童館にて配布	小学生3名
2	2024年11月11日(月) 13時30分～15時00分	美南ガ丘児童館	美南ガ丘児童館に通う小学校4～6年生	開催通知を児童館にて配布	小学生11名
3	2024年11月11日(月) 15時30分～17時00分	東児童館	東児童館に通う小学校4～6年生	開催通知を児童館にて配布	小学生19名
4	2024年11月17日(日) 13時30分～15時30分	こもロτζ	小諸市に在住する小学校4年生～中学生	開催通知を市内小中学校にて配布	小学生5名 中学生3名

以上の意見聴取によって把握した内容は、本計画策定段階における検討資料としてまとめ、「小諸市子ども・子育て会議」での検討や、庁内担当部課における事業検討において参照し、計画の内容に反映させています。また今後の本市の子ども・若者支援施策推進にあたって適宜参照し、当事者の実態やニーズに即した事業実施につなげます。

## 2. 小諸市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 9 月 25 日  
条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という）第 72 条第 1 項の規定に基づき、小諸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という）を置く。  
(令 5 条例 13・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。  
(1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。  
(2) こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関する事項について調査審議すること。  
(令 6 条例 34・全改)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内で組織する。  
2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。  
3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。  
(1) 教育委員  
(2) 識見を有する者  
(3) 子どもの保護者  
(4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者  
(5) 地域において子育ての支援を行う者  
(6) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者  
(7) 市民  
(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者  
4 前項第 7 号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成 22 年小諸市条例第 1 号）第 3 条第 1 号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。  
(令 6 条例 34・一部改正)

(会長等)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。  
2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員会)

第 6 条 子ども・子育て会議は、専門委員会を置くことができる。  
2 専門委員会に属すべき委員及び臨時委員は、議長が指名する。  
3 専門委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。  
4 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。  
5 委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 6 子ども・子育て会議は、委員会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、専門委員会の議事に準用する。

(令6条例34・一部改正)

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども家庭支援課において処理する。

(令5条例32・一部改正)

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年小諸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年3月27日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月28日条例第32号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に委嘱する委員の任期は、改正後の小諸市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

### 3. 小諸市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和4年8月1日から令和6年7月31日まで（敬称略）

No.	選出対象	団体名	役職等	氏名
1	教育委員	小諸市教育委員会	教育委員	田中 隆之
2	公募市民		公募市民	佐藤 康子
3	子どもの保護者	小諸市内私立幼稚園・ 認定こども園連盟	保護者代表 (みすず幼稚園)	望月 早矢香
4	子どもの保護者	小諸市公私立保育園	保護者会代表 (南城森の保育園)	高橋 拓哉
5	子どもの保護者	小諸市PTA連合会	副会長	西田 祐恒
6	子どもの保護者	子どもセンター (こもロッジ)	利用者	牛込 友明
7	教育・保育等事業 従事者	小諸市内私立幼稚園・ 認定こども園連盟	暁の星幼稚園 園長	関 理恵
8	教育・保育等事業 従事者	小諸市公私立保育園	南城森の保育 園長	三井 祐美子
9	教育・保育等事業 従事者	小諸市校長会	東小学校 校長	甘利 哲夫
10	地域の子育て支援者	小諸市区長会	副会長（古城区長）	関口 隆雄
11	地域の子育て支援者	小諸市民生児童委員協議会	児童福祉部会長	中澤 隆治
12	経済・労働団体等の 関係者	小諸商工会議所	議員	小山 里恵
13	経済・労働団体等の 関係者	連合長野佐久地域協議会	副議長	手塚 光太
14	識見を有する者	上田女子短期大学	幼児教育学科准教授	千葉 直紀
15	識見を有する者	上田女子短期大学	幼児教育学科准教授	大塚 美奈子

任期：令和6年11月20日から令和9年3月31日まで（敬称略）

No.	選出対象	団体名	役職等	氏名
1	教育委員	小諸市教育委員会	教育委員	田中 隆之
2	公募市民		公募市民	山田 雄司
3	子どもの保護者	小諸市内私立幼稚園・ 認定こども園連盟	保護者代表 (暁の星幼稚園)	中澤 顕
4	子どもの保護者	小諸市公私立保育園	保護者会代表 (千曲保育園)	滝沢 大介
5	子どもの保護者	小諸市PTA連合会	会長	塩川 侑佳
6	子どもの保護者	子どもセンター (こもロッジ)	利用者	中嶋 一弥
7	教育・保育等事業 従事者	小諸市内私立幼稚園・ 認定こども園連盟	暁の星幼稚園 園長	関 理恵
8	教育・保育等事業 従事者	小諸市公私立保育園	東保育園 園長	平川 宏恵
9	教育・保育等事業 従事者	小諸市校長会	東小学校 校長	甘利 哲夫
10	教育・保育等事業 従事者	東信教育事務所	主任指導主事	上野 真一
11	地域の子育て支援者	小諸市青少年補導委員会	会長	内山 二三雄
12	地域の子育て支援者	小諸市民生児童委員協議会	児童福祉部会長	中澤 隆治
13	地域の子育て支援者	小諸市社会福祉協議会	事務局次長	金箱 翼
14	地域の子育て支援者	小諸市社会福祉協議会	地域福祉係 係長	鷹野 聡史
15	経済・労働団体等の 関係者	小諸商工会議所	議員	小山 里恵
16	経済・労働団体等の 関係者	連合長野佐久地域協議会	副議長	手塚 光太
17	識見を有する者	上田女子短期大学	幼児教育学科准教授	千葉 直紀
18	識見を有する者	国立病院機構小諸高原病院	院長	村杉 謙次

## 4. 小諸市子ども・子育て会議開催経過

日時・場所	内容
令和5年7月6日 19時～ 小諸市役所3階 (第1・2会議室)	令和5年度 第1回 ・委嘱書交付 ・会長の選出について ・次期子ども・子育て支援事業計画について
令和5年10月26日 19時～ 小諸市役所3階 (第3・4会議室)	令和5年度 第2回 ・令和4年度第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況、評価 ・(仮称)小諸市こども計画策定スケジュールについて
令和6年1月15日 19時～ 小諸市役所3階 (第3・4会議室)	令和5年度 第3回 ・こども計画について ・幼稚園、保育園の定員変更について
令和6年6月13日 19時～ 小諸市役所3階 (第1・2会議室)	令和6年度 第1回 ・委嘱書交付 ・「小諸市こども計画」について ・計画策定に伴う調査について
令和6年11月20日 19時～ 小諸市役所3階 (第1・2会議室)	令和6年度 第2回 ・委嘱書交付 ・会長及び副会長の選出 ・「小諸市こども計画」の策定の概要について ・子育てに関するアンケート調査、子ども・若者の生活状況アンケート調査の結果について ・「小諸市こども計画」の骨子案について ・小諸市健康福祉審議会委員の推薦について
令和7年1月23日 19時～ 小諸市役所3階 (第1・2会議室)	令和6年度 第3回 ・委嘱書交付 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の令和5年度の評価について ・「小諸市こども計画」の素案について ・パブリックコメント(意見公募手続)について
令和7年3月12日 19時～ 小諸市役所3階 (第1・2会議室)	令和6年度 第4回 ・「小諸市こども計画」(案)のパブリックコメントの結果について ・「小諸市こども計画」(案)の変更及び修正について ・「小諸市こども計画」の策定までの今後のスケジュールについて

## 小諸市こども計画

(令和7年3月発行)

編集・発行：小諸市保健福祉部 こども家庭支援課  
〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号  
TEL：0267-22-1700